

平成 16 年度 第 9 回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成 17 年 2 月 3 日（木） 13：30～18:10

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所

3 出席者

（1）委員

木本委員長、浦山副委員長、朝日委員、大森委員、木津委員、芝崎委員、野口委員、
朴委員、福島委員、山本委員

（2）事務局

副知事

環境森林部

森林林業分野総括室長 森林保全室長 他

農水商工部

部長、担い手・基盤整備分野総括室長、観光・地域づくり分野総括室長 他

県土整備部

理事、公共事業総合政策分野総括室長、都市政策分野総括室長、住まい政策分野総
括室長、公共事業運営室長 港湾・海岸室長 住宅室長 他

伊賀県民局

農村基盤室長 他

市町村等

四日市市公園河川課長、松阪市土木課補佐、松阪市水道課長、桑名市水道施設課長、
菰野町水道課長、志摩市水道工務課長、志摩市下水道課長、御浜町生活環境課長、
松阪市（旧嬉野町水道課長）、松阪市（旧三雲町水道課長） 他

4 議事内容

（1）三重県公共事業評価審査委員会開会

（公共事業運営室長）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成 16 年度第 9 回の三重県
公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。本日、10 名の委員の皆様全員ご出席で
ございます。三重県公共事業評価審査委員会条例にもとづきまして、本委員会が成立してい
る事を報告いたします。本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、事務局といた
しましては非公開にすべき案件はございませんと思っております。委員長、どうでしょうか。

（委員長）

はい。毎回入っていただいておりますので、委員の方々よろしいですね。はい。入って
いただけてください。どうぞ。

それでは傍聴の方々、お待たせいたしました。それでは事務局、進行をお願いいたします。

（公共事業運営室長）

それでは三重県公共事業総合推進本部の本部長であります、丸山副知事から一言ご挨拶申
上げます。

(丸山副知事)

副知事の丸山でございます。委員の皆様には本日お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本年度、委員の皆様の貴重なお時間をいただきましてご審議を重ねていただきましたが、その結果1つの事業を残しまして全て継続というご答申をいただきました。本県といたしましては、これらの事業については継続させていただく事としております。ただ、農道事業が1つ改めてご審査をいただくという事になっておりまして、皆様には大変ご迷惑をおかけしております事をお詫び申し上げたいと存じます。また事後評価につきましては妥当というご答申をいただいておりますけれども、皆様のご意見を拝見いたしますと、まだまだ改善の余地があるというように私どもとしても考えております。今後とも的確な事後評価となりますように、私どもとしても努力をして参る所存でございます。よろしく願い申し上げますというように存じます。今回、委員の皆様方からいただきましたご意見を通じまして、私どもといたしましてもいくつか感じる事がございますが、まず第1点は公共事業の実施について県民に対して、やはり説明責任というものをきっちりと果たしていかなければいけないという事です。これは当然でございますけれども、やはり大きな課題であるというように考えております。また、2点目はもう少し具体的になりますと、当初計画の妥当性、一番初めの計画が果たして妥当であるのかどうかといったような事について、これについても私どもとして十分に配慮しなければいけません。また、この点についても説明責任についてきちんと果たしていく必要があるというように考えております。このような事を踏まえますと世の中は多様な時代でありまして、こういった時代に的確に対応していくという事の為には、今までのやり方が良いのだという考え方はもう捨てなければいけないというように思います。常に前向きに、建設的に今までのやり方を見直していくという事が必要であるというように考えます。そのような事で公共事業につきましても計画段階で、きっちりと将来生じるであろう問題を解決していく事が非常に重要であるというように思います。これが県民の皆様のご理解を得やすくするという事の方策の最大のものではないだろうかというようにも考えます。今後、委員の皆様から今回いただきました貴重なご意見を踏まえまして、計画段階で問題を解決する為には何をすべきかという事につきまして、私どもとしましても検討して参りたいというように考えております。本日はこの後それぞれの部から今後の取り組みについて説明をしていただきますけれども、本年は県民しあわせプラン、総合計画のしあわせプランの戦略計画の2年目にあたっております。委員の皆様におかれましては今後とも県民の視点でのご審査をお願いし、今後もしあわせプランの実現に向けましてお支えいただきますようお願いを申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。それでは本日の議事進行の説明とお手元の資料の確認をさせていただきます。

(2) 議事進行及び資料説明

(事務局)

お手元に水色のファイルを用意させていただきました。その中に赤いインデックスで1番から7番まで資料を綴じさせていただいております。ございますでしょうか。それでは本日の議事進行について説明させていただきます。本日は資料1の議事次第にありますように、本年度委員会から頂戴いたしましたご答申を最大限尊重させていただきまして決定しました事業の対応方針と、ご答申と合わせて頂戴しましたご意見を踏まえまして、事業主体自ら考えました事業方針を、赤いインデックス資料4の「平成16年度公共事業再評価及び事後評

価結果における事業方針書」にもとづきまして説明させていただきます。説明の順番ですが、事業方針書を1ページめくっていただきますと目次がございます。この目次で、まず事務局から2ページの県の再評価実施事業の対応方針と合わせて、県の各部から共通して取り組みます4ページから13ページの事業方針を説明させていただきます。その次に15ページ以降の環境森林部、18ページ以降の農水商工部、35ページ以降の県土整備部の各取り組みにつきまして、それぞれ事業方針を一括して説明させていただきます。県の事業方針の次は、市町村の事業方針をそれぞれの市町村から再評価実施事業の対応方針と合わせまして一括して説明させていただきます。再評価実施事業の事業方針の次は、事後評価実施事業の事業方針をまず、事務局から県の各部が共通して取り組みます69ページの事業方針を説明させていただきます。その後、各事業の取り組みとしまして県土整備部から説明させていただきます。なお、事業方針書には青いインデックスで一番最後ですが、「資料編」を添付させていただいております。ここには本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要や、平成10年度から本年度までの委員会の実施状況を掲載させていただいておりますので、合わせてご覧いただければと思っております。議事進行等につきましては以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、今の説明でご質問等ございますでしょうか。

(委員長)

はい。ご説明に対して何かご意見、ご確認はございますか。あと資料の抜け落ちていたところとか、よろしいでしょうか。はい。特にないようですので議事進行よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは議事次第3番の「今後の事業方針」について、まず事務局より説明させていただいて、その後続けて各部より説明させていただきます。

(3) 事業方針説明

(事務局)

それでは説明させていただきます。まず資料4の事業方針書の2ページをご覧ください。県事業の平成16年度公共事業再評価結果でございます。公共事業の再評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例にもとづく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事業の継続または中止につきまして委員会のご意見を最大限尊重しながら、県の対応方針を下の表の通り決定いたしました。なお、8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、上野依那古2期地区につきましては次年度以降も引き続いて再評価を行う事といたしました。再評価実施箇所数が14箇所、継続事業箇所数が13箇所、中止事業箇所数はございません。再評価継続箇所数が1箇所でございます。審査対象事業は下の表に示してございます。1番の林道開設の森林整備事業、浅谷越線。2番の同じく林道開設の森林整備事業、経ヶ峰線。以下17番目の朝日中央線の街路事業の14事業でございます。次に括弧6ですが、再評価結果を踏まえた今後の取り組みについてでございます。本年度は表の通り県事業につきまして、14事業を三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いいたしましたところ、13事業につきまして継続のご答申とともに多くの貴重なご意見を賜りました。なお、8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、上野依那古2期地区につきましては、委員会のご意見を踏まえて計画を見直す事とした為、その計画案が整った時点で改めてご審査をお願いする事になりました。本県は委員会からいただきましたご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する具体的な取り組みといたしまして次のペ

ージ以降に整理いたしました。今後はこの取り組みを進めるとともに、更に的確な再評価に務め、更に効率的で効果的な公共事業となりますよう、課題を短期的、中期的また長期的な視点で捉えつつ、これらの課題解決に取り組んで参ります。

次に委員会からいくつか公共事業全般についてご意見をいただいておりますので、私からこれについて本県の考え方を説明させていただきます。事業方針書の5ページをご覧ください。5ページには、海岸事業における新設工事と改修工事の便益の考え方について、載せております。委員会意見が、平成16年10月15日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会において、「今回、海岸保全事業における費用便益分析の考え方について、新設工事と改修工事による効果の違いが議論となりました。したがって両者の便益の考え方を整理検討のうえ報告されたい。」とのご意見をいただきました。海岸事業の工事の種類ですが、海岸事業の主な工事は次の3つの種類がございます。1つ目に、高潮などの被害を防止する為、海岸保全施設という事で堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜などですが、新たに設置する新設工事。2つ目に、高潮などの被害を防止する為、既存の海岸保全施設の全部または一部を取り壊して施設の機能増強を図る改良工事。3つ目に、既存施設の老朽化等により著しく機能が低下し、また近い将来機能の低下、喪失が予想される施設について当初の計画能力まで回復を図る補修工事の3つでございます。海岸事業の便益計算といたしまして、事業実施により新たな効果が発現する新設工事及び改良工事は、16年6月農林水産省農村振興局、水産庁及び国土交通省河川局、港湾局連名の「海岸事業の費用対便益分析指針」改訂版ですが、便益を計算しております。当指針は有識者で構成される「海岸事業費用対効果分析手法研究会」で検討されておりました、現時点における海岸事業の効果計算方法としては最も妥当なものと考えております。この便益計算方法は事業実施した場合に想定される状況と、事業を実施しなかった場合に想定される状況の効果の差を貨幣換算するものでございます。ただし、現在の知見では貨幣換算が困難な効果もありまして、全ての効果を便益とする事は出来ておりません。また、事業実施によりまして新たな効果が発現しない補修工事の便益計算は確率したものがないのが現状でございます。なお、今年度ご審査をいただきました海岸保全施設整備事業村松地区は、国の事業審査時におきまして便益計算は算出しておりませんが、再評価の審査材料として算出する事といたしました。しかしながら新たな効果が発現しない補修工事の為に便益計算が困難でございまして、止むを得ず既存の施設がないものとして便益を算出いたしました。今後、補修工事の適切な便益計算手法が確立されましたら、的確に運用して参りたいと考えております。以下に海岸事業の便益計算手法を整理して図に示してございます。海岸事業は、新設工事と改良工事が整備した場合の状況と整備をしなかった場合の状況を想定して便益を計算する事と、右側の補修工事は原則、便益の計算は行わないとして整理しております。

次に7ページをご覧ください。7ページには、公共事業の長期化等への対応方針について示してございます。経緯は平成16年10月15日に開催されました、第4回の委員会で公共事業が長期化する要因につきましてご質問をいただきましたので、全体事業費が増額となる要因も含めて調査いたしましたところでございます。長期化の要因についてでございますが、その長期化要因の円グラフを示してございます。Aというのが右の8ページの上を示してございますが、財政状況を背景に計画に沿った予算措置が困難となったもの。またBは、用地取得が困難となった為、計画に沿って事業が実施出来なかったものという事でこのA、B2つで半分、過半数を示しております。調査結果から長期化要因を分析しましたところ、その2つが大変多い原因という事でございます。県財政については今後も厳しい状況が予想されますし、また土地所有者においては不動産に対する経済的価値への関心が社会資本の必要性よりも高いなど、本県が道路などの交通利便性の向上を求める県民ニーズが最も多いと捉えていた県民の社会資本に対する相対的価値に対し、個別現場においては不動産に対する土地所有者の絶対的価値の大きい事が改めて明らかになったところでございます。今後、長期化を抑制する為には限られた予算で初期の目的を早期に達成する工夫とともに、用地取得対

策が重要と考えております。下の2-1-3、長期化の対策方針でございます。他方、平成9年から11年の第1次コスト縮減行動計画では縮減率10%を達成いたしました。また、平成12年から14年の第2次コスト縮減行動計画では縮減率17.8%を、昨年15年度は7%の縮減率を達成いたしました。一層のコスト縮減に努め、事業の進捗向上に取り組んで参りたいと思います。また、用地交渉にあたっては実施段階で用地問題が生じないように、計画段階において土地所有者の理解を得る取り組みを強化しようとして参りたいと思います。次に全体事業費の増額についてでございます。この円グラフに示してございますように、先程と同様10ページの表に示してございます。アの当初の全体事業費の見積もり精度のよものと、イの基礎工事などによるものでございますが、地中・水中などの事前に予測出来ない設計条件の発現への対応というものが大半を示しております。調査結果から増額要因を分析しましたところこの2つが大変多く、予算措置につまみして行わざるを得なかった事業が多いという結果でございました。10ページの下のところ、2-2-2でございます。次に、増額対策上の課題でございます。先程申しました過半数を占めるこの2つの点が要因としてあったわけでございますが、11ページを見ていただきますと、このようなケースは今回の調査で全体事業費を増額した事業費の内16%となっておりまして、残りの84%が他の要因による増額であった事を考えると当面、現在の実施手法が経済的効率性の観点から妥当なのではないかと考えておりますが、厳しい財政状況を踏まえまして可能な限り単年度予算の範囲内で短期の目的を達成出来るよう、今後も設計等へ工夫していく事といたしたいと思います。増額対策方針でございます。事業採択時の全体事業費というものは、経済的効率性評価の観点から重要な要素の1つでございます。本県でも14年度から独自に開発した、公共事業評価システムを運用して事前評価等を行っております。したがって14年度以降に採択した事業における全体事業費の信頼性は高いものと考えております。12ページの3の統括方針でございます。今回の調査結果から、予算の削減が長期化を招く重要な要因であった事が改めて浮き彫りになりました。また、事業実施時に起こる用地問題や利害関係者との合意形成など、事業採択時点で解決されるべき問題が先送りされていた事も、長期化の要因となっていたのではないかと考察されました。こういった事から今後は事業採択時に、現在行っております公共事業評価システムによる優先度の明確化とともに、今回の調査で得られました長期化要因、また増額要因を計画段階で排除出来るよう、全体事業費の妥当性や用地取得の可能性、利害関係者の意向など多方面にわたって客観的に評価し、一層公共事業の選択と集中に資する取り組みを検討していく事といたします。公共事業評価システムにつきましては12ページの下に示してございます。費用対効果分析をベースといたしまして、各分野ごとの目的の異なる事業の優先度を明確にして、事業採択の順位を決めるツールとなるシステムでございます。県ではこの公共事業における選択と集中に活用しております。次に13ページを開けていただければでしょうか。コスト縮減の取り組みについてでございます。コスト縮減の取り組みにおきましては、16年11月16日に開催されました第6回の委員会で「今回の水道事業に見られたように他事業との連携を強化、推進するなど一層の取り組みを進められたい」というご意見をいただきました。2の取り組みの現状でございます。本県のコスト縮減の取り組みは平成9年度から行っておりまして、11年度末には8年度と比べて10%以上の縮減を目標とした3ヶ年間の第1次行動計画を策定して取り組んだ結果、その目標を達成する事が出来ました。また、13年度から15年度末において8年度に比べ15%以上の縮減を目標とした3ヶ年間の第2次行動計画を策定し取り組んだ結果、14年度末に17.8%の縮減を実現いたしました。また、15年度は14年度に比べ、11.4%の縮減を目標とする緊急アクションプランを策定しましたが7%の縮減率となり、今後の縮減策のあり方についてさらに検討が必要と考えております。緊急アクションプランの主な取り組み内容はこの表に縮減策と縮減額が示してございます。設計手法の見直しが2億3,000万ほど、推進工法の長距離施工が3億5,800万ほどと、5つ示してございます。今後の取り組みといたしまして16年度からは19年度末に、14年度と比べて15%のコスト縮減を目標とする第3次行動計画に取り組んで

おります。第3次行動計画を表に示してございます。施策と主な内容ですが、例えば工事コストの低減ですと華美、過大の抑制、地域実情に合った規格の検討、最新科学技術の適用検討など、またライフサイクルコストの低減は施設の耐久性向上など、社会的コストの低減では建設副産物等の資源の有効利用など、取り組んでいく事としております。事務局からは以上でございます。

(公共事業運営室長)

それでは続きまして環境森林部、農水商工部、県土整備部の順番で説明をさせていただきます。

(委員長)

事務局、すみません。少しお待ちください。少しご意見、確認事項を頂戴いたしますので。今、県の方から全体的な事務局からの説明を頂戴いたしましたが、いかがでしょうか。何かご確認事項とか質問はございませんでしょうか。公共事業全般にわたる内容でございますので、もし何かお気付きのところがあれば質問を頂戴いたします。

(委員)

意見でもよろしいですか。

(委員長)

意見でも結構です。どうぞ。

(委員)

コスト縮減にてついてのご報告で15年度は7%の縮減についてあったという事で、それまでかなり2桁の数字で推移してきたところが7%になっているという事なのですけれども、この要因はわかっていらっしゃるのでしょうか。

(公共事業運営室長)

事務局から少し説明いたします。平成14年度までの取り組みにつきましては比較年度が平成8年度をベースにしております。平成8年度に対してどれだけ縮減出来ているかという数字でございます。もう一方、15年度につきましては、もとの年度であります14年度に改めまして、14年度と比較して15年度の1年間でどれだけ縮減出来たかという数字でございます。目標11.4をあげたのですが、結果的には7でございました。この11.4の中に入札契約制度改革による落札率の低減というものも見込んでいたのですが、計画したほど落ちなかったという部分が1つ達成出来なかった原因かと思っております。

(委員)

11ページの事業費が増えた時の対策に関する部分です。平成14年度からは県の独自の公共事業評価システムを運用して行っていくという事で、ここに書かれているものはそれ以前に採択したものに対しては見直し額が全事業費の30%を超える場合には、速やかに再評価を行うとなっているのですが、例えば平成14年度以降に採択した公共事業評価システムにもとづいて策定された金額について、事業額に関してもその後例えば30%超えない事は必ずしも確定出来ない、そのような可能性もあるというような部分に関しても速やかに再評価を行うべきではないかというように思うのです。そういった場合にはこの書かれている文面から見ると、14年度以前のものに関しては書いている形になりますが、それ以降に関するものに関してはどの部分で速やかな再評価を、どこでどのような基準でやっていくのかという事はどのように理解されたらよろしいのでしょうか。

(公共事業運営室長)

扱いは一緒になるかと思います。再評価は14年度以降の事業でも一旦未着手ですと、5年で再評価を受けると、それ以降に大幅な30%以上の増額になった場合は再評価を5年待たずをお願いするという事でございます。

(委員)

そうするとこの文面の書き方なのですけれども、第1パラは平成14年度以降信頼度が高いと考えていると、しかし2パラの所ではそれ以前に関してはずっと30%を超える場合には再評価のものとします。それからまたにして一層のコスト縮減に努めていくという事になっていて、第1パラに関わる平成14年度以降も今みたいに30%を超える場合には、速やかに再評価を行うという事に繋がるような書き方はしないと、今の書き方から見ますと平成14年度以前に採択された事業に関するものだというように理解する。それだけだという形で理解する、あるいは公開するような事が危惧されているのですけれども、これは今のような文面で問題ないというような判断なのでしょうか。

(公共事業運営室長)

この30%の増額に対する方針につきましては、昨年度の委員会でご議論いただいて、全ての事業に対してあてはめるという事で、委員の皆様方もご了解いただいておりますので、少しこの書き方が誤解を招くかもわかりませんが、実際の運用は必ずそのようにさせていただくようにいたします。

(委員)

2パラの2行目の、過去に再評価を行った事業についてはだけではなくて、ここの部分を変えなければ、これは30%増額になった場合にこうするのだという過去だけに当てはまるような文面になりませんか。

(事務局)

昨年度のご議論で再評価を行った後、事業費が大幅に変わった場合にどうするのかという事でございましたので、再評価を行った事業については見直していくという表現にさせていただきます。

(委員)

ですから申し上げたい事は何かと言いますと、平成14年度以降も勿論再評価事業に30%を超えた場合には速やかな再評価を受ける、それから過去に関しても勿論そうなる。その両方にまたがるように、全事業費の30%を超えるという部分が今の書き方ではだめですよ。これは過去にあるものだけに入るものであって、平成14年度以降に関してはそのまま30%を超えようと40%を超えようと、再評価をかけなくて良いですよというように捉えられませんかという事なのです。

(事務局)

事務局としてはそのようには捉えておりませんので、読み方でわかりにくい点につきましては後に改正について検討して参りたいと思います。次年度第1回目の委員会の時にお示しさせていただきたいと思います。

(委員長)

そのようにお願いします。我々委員会と事務局との見解の相違は全くないのですけれども、

これですと14年度以降はパーフェクトだと、それ以前については30%超えたものというように読める可能性がありますので、ここの文言訂正はよろしくお願い申し上げます。

(公共事業運営室長)

はい、わかりました。

(委員)

工期の縮減についてです。私はこの審議委員会は1年生なのですが、全体に非常に長い工期を要しているという事に驚いています。必要な事業をおやりいただいているわけであって、工期をあらかじめきちんと設定をして出来るだけ短期間におやりいただくという事が原則であると思います。今日のご回答でもそのような方向で努力しますというご回答になっておりますが、この優先度あるいは緊急性の高いものから着手をしていこう、短くやっていこうという事だと思うのです。県の土木部関係で何百という事業が並行しているのでしょうかけれども優先度、緊急性と工事の規模と、妥当な工期期間の関係ですね。3つのファクターの関係、優先度、緊急性と、工事規模に対してどの程度の工期で行えば良いのかというのは、いろいろな調査をおやりいただいて、例えば全国レベルではどのような事になっているのか、欧米であればどれくらいでやっているのかとか、そのような事も調べたうえできちんとしたガイドラインをお出しになる必要があるだろうと思います。それが第1点です。それから第2点として、優先度あるいは計画の妥当性のチェックです。これを吟味するのは極めて重要であるという事で、それをお役所の皆様方のラインでおやりいただくのとはまた別に審議会をやっていただいているかと思うのです。私はそちらの方は、全然知りませんので突っ込んだ事は申せませんが、総論的に言いますと、専門知識を十分お持ちで、かつ市民レベルの目を持っておられる方をたくさん動員していただいて、全件、1件1件現場を確認しながら吟味をするという事くらいをやらないと、今までの延長線上でおやりになっていただいただけではこの1年間の当審議会の経験から見て大した効果は期待出来ないのではないかと思います。行政の方は行政の方でご努力いただくのは勿論ですが、もっと外部の目を入れていただいて、しかもそれらの方々がこの会のように大部分ペーパーでチェックするというだけではなくて、全件現場へ行き、現場を見てチェックするというくらいの事をやらないとこれからの時代はいけないのではないかと思います。そうしなければ計画の妥当性なり優先性なりが的確に判断出来ないのではないかと思います。これは意見です。

(委員長)

ご意見としてよろしいですか。他にいかがでしょう。質問事項、ご意見など。はい、どうぞ。

(委員)

12ページ一番下の段落に長期化要因、増額要因を計画段階で排除出来るよう云々と書いてあるのですが、例えば街路事業のように都市計画決定された箇所の事業の場合、もう代替案の選択の余地がないわけです。以前、住民参加型道づくり事業というものをお手伝いした経験があるのですが、都市計画を見直す時には住民の参加を得ていろいろな案を比較、検討しました。計画ですからそれでも相当いろいろな議論があったのですが、計画だからある意味長期的に理想的な線形をつくりましょうという議論がある程度出来たのです。道路のようなものは直接事業用地に関係する人も利用者も利害関係者だということ幅の広い視野から必要性とか妥当性が議論出来ます。計画時の妥当性の判断とここに書いてある事業の時の妥当性と言いますか、利害関係者の合意を取るという事は相当開きがあります。当然事業採択時と書いてありますから都市計画決定のような計画段階ではなくて、事業に入る時の事業設計のような意味での計画段階とは読めるのですが、いわゆる都市計画決定と事業との

リンケージを配慮しておかないといけない。法定計画の事業のようにわりと幅の狭い制約条件の中で事業計画を考えなければいけないものと、そのような制約条件があまりない任意事業での計画の話と随分性格が違うのではないかという印象を持ちました。文面では任意事業をイメージした時、いくつかの複数案を考えて、どれが最適かというような検討をきちんとやりましょうという議論だと思うのですけれども、都市計画決定された箇所の事業というような時には、どのように考えられているのでしょうか。

(公共事業運営室長)

お答えいたします。県の行う公共事業にもいろいろな種類の事業がございまして、本当に地元密着型と言いますか、地域からの要望があってそれに応える形で行うような事業もございまして。もう1つ反対にあるのが、非常に県民全体を利用者と言いますか、考えるような広範囲に渡って影響が出るような事業というものがあると思います。地元の用地の関係とか利害関係者をどこまで契約段階で考慮するかという部分につきまして、先程も言いました地元要望的な事業につきましては、この辺りを大変深く契約段階で考慮する部分があると思えますし、逆にやはり広域的な非常に大きな事業であれば、全体を見た中で一番最適な計画という部分、そこでも当然用地の問題も考慮しますが、そのような点では個別の地権者というのではなくて、例えば事業を進めるうえで公図が混乱していないかとか、あるいは共有地等があってその処理にも非常に時間のかかるような計画がそのような所に掛からないかとか、そういった点に考慮するかと思えますが、少し事業によって計画段階での関わり方というものは違うのかと思っております。

(委員)

公共事業にはいろいろな性格があって、その種類に応じて妥当なやり方を選択しようという回答だったと思うのですが、以前の経験を踏まえますと、要するに都市計画段階では計画合理性という側面から議論がある程度出来た方が良いと思います。いわゆる純粋に計画合理性で議論するようなケースと、事業を実施する時の話との辺りは分けて考えなくてはいけないという事です。計画段階で住民の意向を反映した案をつくるのが大切です。そのためには土地問題などかなり詳細な本来事業化段階で調査される情報が必要となる場合があります。計画段階で、利害関係者の合意を取ろうとすると事業段階で実施される調査や予算などの調整があってもいいように思いました。ケースバイケースで最適な選択をしましょうという事で、多分良いのだと思うのですけれども、事例を積み重ねていかなければいけない問題がありそうだという事でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。どうぞ。

(委員)

14ページの第3次行動計画の所です。ここで工事コストの低減という所で、最新科学技術の適用検討とかコスト縮減に繋がる技術基準への見直しとか、あるいは優れた建設技能者の育成というような項目があがっております。非常に良い事だと思うのですが、このような戦略を実際にどのような戦術でと言いますか、どのように具体的に取組みられていくのかという事を少しお話を聞ければと思います。

(公共事業運営室長)

最新技術、科学技術の適用というのは近年、土木工事におきましても新技術と言いますか新技術、新工法の開発というのが盛んに行われておりまして、これらの国におけるそのような登録制度もございまして、そういったものを活用して今までの経験だけに捉われず、新

しいそういったものもどんどん試していこうという方向でございます。コスト縮減に繋がる技術基準の見直しにつきましては、2番の地域実情にあった規格の検討といったものとも繋がるのでございますが、これまでですと国一律の技術基準と言いますか、一番安全と言いますか、全て全体的に満足するような基準というのがあったのです。そういったものはある程度地域でもその地域に合った基準、その工事にあった基準的なものをそれぞれつくってコスト縮減に繋げてはどうかというような点でございます。建設技能者の育成につきましては直接発注者が出来るものではないのですが、いろいろな資格制度等もございまして、そういった資格のある技術者を工事に就いてくださいというような形での発注の仕方と言いますか、そういったものも順次取り入れているところでございます。

(委員)

是非ご柔軟な発想でやっていただきたいというように思います。ありがとうございます。

(木本委員長)

どうぞ。

(委員)

委員のおっしゃっていらっしゃったところと同じところなのですけれども、14ページの第3次行動計画でいろいろと私達も1年間たくさんコスト縮減の良い例と言いますか、聞かせていただいてきて、その中で定番的なコスト縮減、いろいろな本当にどこでもやっているのではないかというコスト縮減から、そのような発想があったのかというようなコストの縮減とか、本当に目新しいものがあったりもしました。そういった点で考えますと、これからどんどん新しい発想でのコスト縮減というものも、多分担当される方によって変わってくると思いますし、勿論共通のところでもありますので、その部その部に限らずいろいろな部に代用出来たりする項目であったりすると思うのです。この内容、縮減方法といったものを例えば新しい発想で、ここの部ではこのような新しい発想で縮減が出来ましたというような事例というものがどんどん新しく出てきたものというものの、その他の部との連携と言いますか、新しい発想のようなものをお知らせする方法というのはどのようにされていかれるのでしょうか。

(公共事業運営室長)

現在コスト縮減に関しては公共事業の担当部署全てを包含するような形で、コスト縮減の担当者会議的なものを持っておりまして、年に数回会議を持っております。そういった中で計画についても議論しますし、実績についても紹介と言いますか、そのような形を持っておりますので、そういったものもこれから活用するとともに、直接担当者レベルへの情報提供が出来るような事も検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

9ページから11ページで、今日この資料をいただいてサッと読んだところでの疑問点なので、ひょっとしたら間違っているかもしれませんが。増額要因がいろいろとあがっておりまして、11ページの考察のところ。最後の部分で標準設計は今の標準設計でそう大きく差が出ているわけではないと、16%がそれにあたるのだというような考察に読み取れるのですけれども、この16%というのはどこからきているのでしょうか。

(事務局)

9ページでございますけれども、今回調査いたしましたのは14年度以降16年度まで継続している事業、これは370件程でございます。その内16%、要するにここに書いてある継続事業の内16%というのは58件でございます。その58件の内16%がその不可視部分の事業であったという事でございます。

(委員)

そうしますと、先程から各委員からの質問の中でも少し関連するような事が出てきたかと私は思っているのです。要は、標準設計は今のところ妥当だということと言いますか、標準設計を使って計画を立てて事業費を見積もるという事については、まず妥当だという判断をされたというように思うのですけれども、技術基準を見直したり、地方とか個別に合ったようにというような事を考えれば、標準設計の手法と言いますか、基準も見直さなければならぬところがあるのではないかというような検討も必要になってくるのではないかというように私は思ったのです。と言いますのは、この16%は10ページの要因の中にアイウエオとずっと書いてあります。この部分だとするならば標準設計でやられて原因となるのはイだけではなくて当然アも、精度が低いというところにも表れてくるのではないかと思うのです。ただ単に16%というわけにはいかないのではないかというように思うのです。いかがでしょうか。

(事務局)

今回調査をさせていただいて、カテゴリーを各事業の各箇所ごとに集約した中では見積もり精度が低かったのと、それから不可視部分の予測出来なかった設計条件の発現の対応という、ダブって報告が来たのはございませんでしたので、おそらくどちらかが一番大きなシェアを占めていたという事で事務局の方には報告が来たのだろうというように思います。先程のお話にありました標準設計という定義がここには載せてございませんで、誠に説明不足で申し訳ございませんが標準的な、一般的な設計のやり方というように捉えていただければ結構かと思えます。おそらく先生がおっしゃったのは、例えば構造物でしたら構造物の標準断面図というものがあまして、その断面を使って設計をしているのではないかとか、あるいは橋梁であれば橋梁の標準図というものがあまして、その標準図を使ってお金をはじいているのではないかという事だと思いますがそのような意味ではございません。ここにも書かせていただきましたように設計をする時にどうしても必要な因子、例えば橋梁でありましたら上部工を設計いたしますのに、下部工が決まらぬと上部工を決める事が出来ませんので、そうしますと地質なりを調べなくては行けないという事になります。ただここで挙げました標準設計と言いますのは一般的な設計のやり方、例えば道をつける時に測量をいたしまして測量をする時に、ここでしたらポールで刺してみたりするとおそらく岩盤線が1メートル位下にあるのだろうというような事を感覚的に使いまして、設計をしてお金をはじくわけでございますが、実際に切ってみたら岩盤が出なかったとか、あるいは非常に脆弱な岩盤でのり面工事にお金が要るような事が出来てしまったという事が実際にはあろうかと思えます。そういったものが全体の中で16%でございましたので、もしこれをなくそうと思いますと全ての箇所をきちんと調査をすれば精度は高まりますが、大変なコストがかかるという事がございます。ですからその対策として述べさせていただいたのはもう少し工夫をして、例えば設計をする時にこの山は50年前、100年前はどのような動きがあったのかという事を地元の人に聞いたりすれば、例えば地名であっても崩れるという字の入っている地名はそれなりにやはり理由があるわけでありまして、現在の文献とかそこに住んでおられる方々の意見を聞く事によって、更に精度の高い設計をする事は可能なんだろうという工夫をしたらどうだろうかという事で挙げさせていただいたのでございます。ですから標準設計を申しますのは何度も申し上げますが、本に書かれたものをそのまま簡単に適用するのではなくて、詳細

な調査をしない設計のやり方というような解釈をしていただければ結構かと思います。

(委員)

私もそのように捉えて標準設計というところも見直しが必要ではないのかというのは、やはり16%だけかどうかは少し疑問が残るのですけれども、例えば16%の中で要は当初設計と工事が終わった段階での妥当性を検討すれば、最初に入れたファクターの入れ方に問題はなかったかといったような事も当然反省材料として考えて、今後の課題や対策の中に入れていただきたいという事が1つです。それから少し私は設計というものを一緒に考えておりましたけれども、おそらく見積もりというところで見積もり条件をいろいろと設定して、それで見積もりをするわけですが、その条件を入れるという事について私は設計のイメージでお話したのです。そのような部分の精度が低いという事は、私は設計の考え方と言いますか、そのような見積もり条件のいろいろと、項目ごとに条件を、これは標準でいくか、あるいは難易度が高いとか易しいというような事を踏まえて積算と言いますか、見積もりをするわけですが、そのような場合に設計の仕様というものが考慮されているのではないかとこのように考えたわけです。実際にそのようなやり方で見積もりはされると思いますので、そこにも設計の要素もと言いますか、見積もり条件というのは結局は調査をしないと精度は高くないという事と同じであります、それも結局今のようなファクターの入れ方で精度を高める為にはどうするべきか、やはり今までの実績ですよね。当初見積もりしたものと工事が終わった時の違いというものを、いろいろと原因を究明した中に判断とする基準と言いますか、ファクターを決める時あるいはランクを決める時の考え方に問題はなかったかどうかということまで踏み込まないと、この問題はなかなか向上しないのではないかとこのように思います。

(委員長)

ありがとうございました。各委員からのご意見、これは公共事業全般に関わる事でございますので、副知事さんも当初おっしゃいましたように計画というのは当初が一番大事という事で、なるべく皆様がおっしゃった事をシステムの事業の計画、実施の時に組み入れていただくようお願い申し上げます。それでは、どうぞ。

(委員)

今、委員が設計とおっしゃったのは実施計画の話かと思います。その前に基本計画というものがいろいろな事業ではあると思うのです。事業採択する時は基本計画のようなものをつくっての段階で、その後より詳細に設計すると思うのですけれども、事業段階で生じる阻害要因を排除する為には、基本計画の時にいかにエネルギーを注いでおくのかという事だと思うのです。基本的には基本計画のところでいろいろ汗をかいておくのと後で合理的にいきますという事がここであってあると思うのです。それで先程私が事例で言いましたのは、例えば都市計画の段階でもう少しきちんとやったら良いのに、ものによっては測量費がないから調査できず、うまく地権者と相談しきれないということがあります。・・・(テープ交換)・・・任意事業の事業計画と実施計画のような場合でも、詳細な検討と2段階がありますが、基本計画の段階でもきちんとしていましようというような事が多分ここでうたわれていると思いますので、その辺りの計画段階という言葉をうまく整理していただくと、いろいろ今後の対応が見えてくるのではないかとこのように気がいたします。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

少し質問と言いますか、意見の方を言わせていただきたいと思います。12ページの総括方針のところなのですけれども、ここで今後の取り組みという形で公共事業評価システムによる優先度の明確化という事がうわれているわけです。それでその下の公共事業評価システムの部分については困みのところですが、「各分野ごとの目的の異なる事業の優先度を明確にし」というような記述がされています。それで私達はここで事業評価をする際には、その1つの案件についての評価をするわけで、各分野ごとの事業の評価というのは比較対照する事は全く出来なくて、これ1つが今後やるべきなのかという事をこの場で議論しているわけです。つまり優先順位を付けるような形で、評価がここでは残念ながら出来ないというところに私は、本当は途中段階でいろいろな問題、用地問題など様々な問題がありまして長期化している問題ではあるけれども、そのような事が起きた後に振り返った形で、それではどれが一番優先的に良いのかという議論は残念ながら全くされないわけです。私はそこがかなりここでの議論をする時に、果たしてこれが本当に最適な評価をしているのだろうかという事とよく感じておりましたので、出来たらこの優先度の明確化というところに、その下の本来の各分野ごとの目的の異なる事業の優先度の明確とある部分が、議論が多少出来る箇所があると良いのではないかと思います。これは意見として捉えていただいてもよろしいのではないかと思います。お願いいたします。

(委員長)

意見ですけれども、各分野の調整というような事で、庁内で何かございますか。

(事務局)

まず、条例上のこの委員会ですけれども、個別事業の絶対評価でございます。公共事業評価システムというのは相対評価です。消費者余剰法にもとづく道路の目的があります。すみません。道路は交通の利便性の向上という目的がございます。それは消費者余剰法というテクニカルな評価の方法がありまして、それはそれで評価しましょう。災害の防止分野という事であれば、それは他のものに置き換えた時にどのような効果があるかという代替法でやりましょう。評価のやり方が6つありますよという事で、6つの中で相対評価をして優先度を決めましょう。この部分については実は我々の、それは評価システムでございます。非常に複雑な計算式を用います。一応その計算式等は国の学会等で決められたものを用いておりますけれども、そここのところやり方についてのご意見というのは確かに賜りたい部分ではございます。しかしその結果等について、またここでご審議いただくというのはまた少し難しいのではないかと思います。結果は県のホームページをご覧くださいいただければ、このような事業は優先度何々ですという事は出させていただいております。

(委員)

多分そのテクニカルな部分というのは県の方でそのように決められているかとは思いますが、いろいろな状況が変わった中で、それが進んでいく中で順序が変わっていくという事が1つと、あと果たしてその優先的なものとか、先程、委員からのお話があったような緊急性だとかそのような全体的な観点、それから住民からの意向全て最も緊急的、それから優先的事項というのがより明確になっているのかという事の方が、むしろ私としてはとても疑問のあるところです。様々な多くの人々がもっと利便性を受けるところではないかというような事をしばしば考える事がありました。ですからその辺りをもう少し広い観点で、多くの人々が利便性を受けよう形での優先度というものが大切なのではないかと思います。ですからその辺りが今回評価をする際に、より明確に説明していただければ、それがここでやるところのとても重要な事業なのだという形で、我々は取り組めるのではないかと思います。

(委員長)

ご意見としてという事でよろしいですか。

(委員)

もう少し議論していただいた方が良いのではないですか。要するに例えば今、3部がおられますよね。その3部の中のこれは1番とか、要するに部の間をまたがってこちらの方が重要性を評価するのがこの審査会の役割であれば、そのような資料を出してくださいという意味ですよね。多分山田さんはそこまでは我々に期待されていないという言い方であったと思うのですけれども、そこを整理しないと何か言い合っているようになるので、我々の役割は個別事業の評価で良いのか。その部の間をまたがって県土よりもこちらの方は重要だとか、そのようなところまで出来るかどうかという問題もあるのでしょうか。そこまで求められていないのであれば、今の話は基本的にはどうでしょうか。必要のない話のような気がするのですが。

(公共事業運営室長)

今の条例にもとづいてお願いしていますのは、個別事業で再評価ですと着手後10年経ってもまだ行っている事業とか、事後評価ですと完成後5年という事で、一定規模以上という事ですけれども、そういったものをお願いしております。ただ、今委員が言われたのはそのような個別事業が出てきた時に、その事業が本当にどのようなレベルに優先事業の中でのいるのか。あるいは費用対効果とか効果面で、どのレベルの事業なのだろうというところの判断が出来ないではないかと、そのようなものもやはり再評価委員会として判断する時の材料ですよね。継続か中止かという部分にも関わってくるというお話だと思います。そういった面で今、現在県の公共事業評価システムで毎年度全ての実施する事業については評価をしておりますが、これはもう完全にこの2つの事業のどちらが優先だというようなところまでは付けてはおりません。ある程度グループ分け的な順位付けと言いますか、優先度判断をしておりますので、またそういった面で個別の判断をしていただく時に参考になるような資料があれば、また提示をさせていただきたいと思っております。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

先程少し申し上げさせていただいた事と、今の委員のご指摘とを踏まえてもう一度念を押して言っておきたいのです。今日のご報告の中で工事の長期化がやはり問題として県の方も考えていらっしゃるという事で、これを何とか短縮をしなければいけないわけです。短縮という事になりますと、当然並行して走る事業数というものを減らしていかなければいけないと思うのです。限られた予算の中でやるわけですから、減らさなければならぬ。優先度を付けなければいけない。そうしますと従来、私もあまり行政の中身を知りませんから当てずっぽで言うかもしれませんが、従来の行政のやり方で今年度の農林土木部はこれだけの予算、過去の予算の道路、港湾、農林土木、林道等に割振っているシェアを崩さずにやるというようなスタイルでおやりになるような事では、もうこれからは成り立っていかないと思うのです。そうしますと各部門を横断をして行政内でジャッジをしていかなければならない。知事とか副知事、上の方のレベルの方のジャッジになるか、あるいは全庁内をまとめて横断的に審議する委員会があって、そこで十分吟味してジャッジをされるのであれば結構ですが、そのようなパワーが庁内にはないと言うのであれば、やはり民間の目を借りたいという事であれば先程私が申し上げたように外部からたくさん、今は幸いどんどん団塊の世代が卒業して遊んでいる人が多くなってきていますから、十分な技術能力を持った方を結集していただ

いて審議をする。しかもペーパー上の審議ではなくて、やはり現場に行って実感をして審議をしていただくような、そして知事に代わって知事に意見、具申するようなシステムのようなものをつくらないといけないのではないかと思います。

(木本委員長)
はい、どうぞ。

(委員)
ここに載っていなかったのですが、ずっと1年間いろいろと便益の話などを伺っておりまして、実際に国の算定方式というのが非合理的で疑問に感じるところが多いという点がとてもたくさんありました。実際に関わっていらっしゃる方が本当はもっと合理的で実益に近い算定方法を、多分おそらく考える事が出来るだろうと思うのです。ですから県の方はもっと合理的な算定方法というものを、国の算定方式に捉われずに考えていただきたいという事をここで改めてもう一度お願いしたいと思います。

(委員長)
どうぞ。

(委員)
私達がこの場で公共事業の再評価をする時に、一番大きな基準となる部分の1つが費用対効果の部分をどう解釈するのかという事に大きく関わっています。出されているいろいろな再評価の事業を見ますと、出されるたびに費用対効果が変わっていきという事になるのです。ですから今、委員が言ったように国の算定基準があるならば、それはそれで止むを得ない部分があるかと思えます。あるいは県レベルである程度の費用対効果の部分の按配を多くするなり、事業によってはそれぞれの融通が利くような部分もあるのではないかと考えております。ただ1つお願いしたいのは、出されるたびに費用対効果が変わっていく部分に対して、私はもう少し慎重に厳粛に受け止めて、それはどのような事かと言いますと、この事業自体の信憑性と言いますか、信頼性が問われても仕方がないと思われる部分が結構ありました。そのような部分に対して今後、費用対効果分析においては非常にシステム的にも一度見直しをかけるのか。あるいは抜本的に変える事はいろいろな形で縛りがあるからだめだとしても、十分な説明責任を果たせるような形としてのものを出さなければ、例えば大体そのようなものはかなり専門的な部分が必要なのでしょうけれども、ある部分にまかせっきりでこちらではただ読み上げるだけと言いますか、そういったような形での部分は正直、事業によっては結構あったと考えております。それは大変その事業がどれ程良い事業であっても評価する立場から見ると、これは信憑性に欠けるという事で審議の対象にならないという判断をされた時には、本当に意味がある事業であってもそれは止むを得ない結果になりかねませんので、その辺りに関しては慎重に、それから信憑性が得られるような十分な説明責任を果たす形で考えていただきたい。そのうえで三重方式というような部分がかなり市民権が得られるような立場にあるのだとすれば、大胆に果敢に取り入れるというような取り組みを合わせて考えていただきたいと思えます。これは意見として述べさせていただきました。

(委員長)
他にいかがでしょう。どうぞ。

(委員)
優先順位の話をもたまたま蒸し返すようではございますけれども今後の委員会での説明の時に、先程山田さんは優先度というのは県のホームページに載っておりますというような、テクニカルな意味

での優先度というようなものが載っていますというようなお話がありました。しかしなかなか細かく県のホームページをチェックするわけにもいきませんので、例えば個別の事例での評価をしてほしいという形でこちらに挙げられた案件についても、例えばこれは県全体の優先度という考え方で言いますと、実はこれ位のランキングの事業なのですよというご説明がもう何年もこの委員会をさせていただいておりますけれども、1度もあった記憶がないです。という事はやはりあまり事業をしている主体が、それが頭になかったのかと思うのです。説明の時にそのような言葉が出てきていなかったという事は、やはりあまりそのような意識を持って個別の事例に関わっていらっしやらないのかというようにも思いますので、そこへ出てくる位に各担当者が、これは県全体の事業の中での優先順位としてはこの位の位置にいる事業なのだと、だから早くやりたい、もしくは申し訳ないけれども少し時間がかかってしまったというような説明になるような意識を持っていらっしやる事を望みます。これからのやり方としてそのような形を持ってきていただけるとありがたいです。

(委員長)
どうぞ。

(事務局)

実は公共事業評価システムは平成14年度から適用させていただいております。優先度、
、
、
、
という事で、これは14年度からの事業についてです。ですからこの評価委員会からあがってくるのは一番早くても19年、5年で再評価に挙がってくるものもありますけれども、一番早くても19年です。それで普通ですと24年位からでしかお示しする事は出来ませんけれども、その時期であれば十分可能でございます。

(委員長)

はい。旨趣全般的なご意見を頂戴いたしましたけれども、委員会で評価、判断する時に我々がいつも感じるもどかしさと言いますか、それぞれ皆様がおっしゃっていただきました。個々のもので判断するその限界とあって、それを全てまとめて評価するという事の難しさ、繰り返しませんが、皆様委員の方々の意見が出されたのですけれども事務局にお願いなのですが、今の意見を整理していただいて、そしてそちらのいわゆる公式の見解、回答ですか。一度まだ別途この委員と事務局で今の意見に対する扱い、そして先程言われた優先度云々の話もございまして、少し持って行き方という事の会議と言いますか、ミーティングというものを実行していただけますでしょうか。

(公共事業運営室長)

わかりました。今回いただきました公共事業全般に対するいろいろなご意見を踏まえまして、事務局として一度対応案等も含めて検討したうえで、また委員会の皆様方と議論させていただきたいと思っております。

(委員)

それに1つだけ加えたいのは費用対効果の考え方、それから費用対効果のはじき出した、そういった一連の過程においてどのようなところの部分で、このような費用対効果という形での結論に至ったのかという事の十分な説明が出来るような仕組みも考えていただきたい。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

ついでにお願いします。費用対効果、B / Cの数字を見ていて先程の先生の話と相反するような話なのですけれども、やはりどうしても数字をいじっているとしか見えない部分が結構出てきております。いつも思うのは、例えばB / Cが20だの30だのという事業もあれば、1.0 いくつといった事業もありますよね。県の方に、例えばB / Cがとても数字が大きかった場合、その事業の担当者というのは庁内で肩で風切って歩いているのですかと聞いた事があるのです。そのような事業の意義付けと言いますか、重要度と言いますか、そのようなものとB / Cの数字との関連性のようなものが何となく実感として掴みにくい感じがあります。ですからそれは確かに1を割ってはいけないという、1を割ったらやはり少し良くないですというようなレベルでの数字だけの話であれば、私は先生とは話が反対になってしまうのですけれども、極端な事を言えば1以上なのか1以下だけなのかという事だけで色付けしても良いではないかと思ったりする位なのです。変な細かい数字が羅列してあるよりも、それが例えば2だったり3だったりするよりも、20だったり30だったりする事の事業の何かこう、何が数字のばらつきを生んでしまうのだろうかという事を良く見ていきますと、結局とても人命が関わっているような事業であったりするとすごく数字が跳ね上がったという、何か数字のゲームに近い感覚もあるし、その辺りがどうしてもB / Cというのは実感に則して考えるとわかりにくい数字だというようにも思いますので、少しこちらが理解するお手伝いを少し説明していただけるとありがたいと思います。

(委員)

委員に補足なのですけれども、私は決してB / Cが高いから良い事業で、B / Cが低いから意味がないというような発言で言っているつもりは全くありません。そのような事ではなくて、出されるたびにB / Cが変わっていく部分に対してはどのように考えたら良いのかという、出される側の1つの基準たるものが見えてこない問題を改善していただきたいという事です。それからB / Cが例えば1.0にぎりぎりであるとか、切れた場合、割った場合と、あるいは20などとてもすごく大きな2桁になった場合と、どちらがどのようなものになるのか事業による性質と仕方がない部分もあるのではないかと考えているのです。だからと言って高いから優先的な事業であって、低いから非優先的で順位が低いというような事は決して出来ません。人命に関わるような事はどうしても高くなっていきますし、農業などといった事に関わるような事はどうしても低くなっている。だから農業はいらなくて、例えば人命に関わるような事は最優先しろという根拠もこちらとしてはきちんと比較、評価したうえで出される基準であるので、その数値に喜んだり悲しんだり何か同意するつもりは全くありません。根拠をきちんと出していただきたいという趣旨で理解していただければと思います。

(委員長)

ありがとうございました。どうぞ。

(委員)

工期に絡む件なのですが、これは今年の審議ではあまり問題はありませんでしたけれども、地権者が非常に理不尽な事を言ってごねて工期を延ばしてしまうという事例があります。工期が延びてしまうと折角そこまでやっている、80%90%進んでいるものが、1地権者の不当な要望により、2年3年と遅れる、それは非常に甚大な損害を発生する事になるわけです。そのような場合にまず第一番目にやはり行政、担当者レベルではなくて出来るだけ上の方の人が出ていってきちんと決着を着けるとというのが第一にやるべき事だと思うのです。もう一つ、決着が着いた後で明らかにその地権者側等に理不尽な事があった場合に、損害賠償を行政が要求するというような事もお考えいただいた方が良いのではないかと、三重県でそのような条例をつくる事を検討してみてください。憲法等の関係がありますから良く勉強していただいた方が良くと思いますが。

(委員長)

意見として伺いするという事でよろしいでしょうか。他に、よろしいですか。どうぞ。

(委員)

先程お話のあった費用便益分析の事で1つだけお願いと言いますか、今まで出た話の中での事ですけれども、私もやはり費用便益分析を行った試算データを見ると少し便益部分が広範囲に渡っているのではないかという事、それから単価自体がかなり高いのではないかというような事、いくつか考える事がありました。それで国の費用便益分析の試算方法が正しいと言いますか、正確だという事にもとづいてやるのであれば、そのデータは確かだろうと思います。ただし、実際に国が行っている公共事業のシステム的なもの問題点がもう既に多く知られているように、例えば道路行政の部分にかなりシフトしているのであるとか、様々な問題が実は多くあるわけです。それを三重県がそのまま踏襲しているので良いのかという事が、先程お話があった三重県独自のものというようなお言葉が他の委員からもありましたけれども、そのような事に繋がってくるのではないかと思います。ですからどちらにするのかという事も非常に重要だと思います。より人々が理解出来るように、住民が理解しやすい形でわかりやすい形の、ある意味で試算データをきちんと、それがさらに正当性を持っている形できちんと試算出来るのであれば、私は三重県で取り組む費用便益分析の、いわゆるデータの換算の部分だと思いますけれども、そのような部分では比較的独自性の取れた、逆に三重県のやっている事がむしろ良いのだというような評価にもなってくるのかもしれないと思います。ですからその辺りも今後費用便益分析をやられる時のまず最初の前提条件だと思いますが、その辺りをまた検討していただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。我々も公共事業とは何かという、その辺りから勉強しなければいけないと思います。ありがとうございました。それではすみません。ご説明の方々お待たせいたしました。事務局、議事進行よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは続きまして環境森林部、農水商工部、県土整備部の順番で各事業ごとの説明をよろしく願いいたします。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

環境森林部の森林・林業分野の総括の木平でございます。よろしく願いいたします。それでは座らせていただきます。それでは私どもの方の環境森林部の取り組みについてご説明申し上げます。お手元の資料の16ページをお開きいただきたいと思います。今回、再評価審査対象となりました事業につきましては、林業2路線でございます。浅谷越線と経ヶ峰線でございます。委員会意見としていただきましたのは、去る平成16年10月15日に開催されました第4回の三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、2路線とも事業継続を了承するというようなご答申をいただいております。これを受けまして16ページ一番下の項の4番の所をご覧いただきたいと思います。対応方針でございますが、林道2路線につきましては委員会でのご答申を踏まえまして、当路線に係る森林の適正かつ持続的な整備と山村地域の活性化に資するよう、当事業につきましては継続して事業を進めて参りたいと考えております。なお、ご答申いただきました際に2点程ご意見を頂戴いたしております。委員会意見の所のと の項でございますが、1点目といたしましては「林道を活用した林業の振興を図る中で生産者側と消費者側の課題及び要望について総合的に検討のうえ、県として果たすべき役割を明確にし、市場において一層の木材利用が図られるよう努められ

たい」という事で、いわゆる木材利用の面が1点目でございます。2点目としまして、「三重県の森林・林業政策の観点から課題の整理のうえ、今後の森林・林業施策の方向性を明確にするよう求めるものである」という事で、いわゆる森林・林業施策のある意味で長期ビジョンについてのご意見というように理解させていただいております。こうしたご意見を頂戴いたしておりますので、17ページの方で整理をさせていただいております。6番の事業への対応方針の6-1の項でございます。ここでは1点目の木材利用についての内容でございます。木材利用を進めていく為には、やはり林道などの基盤整備に併せまして、消費者が求める多様なニーズに対応しまして、消費者の立場に立った安全あるいは安心・安全な木材供給システム、あるいは三重県の林業振興、森林整備の促進に繋がるような木材利用システムを構築する必要があると考えておりました、このため今後木材の生産地あるいはまた流通ルート等を表示・証明する県産材の認証システムの構築を進めて参る事としている次第でございます。2点目の森林・林業施策の方向性でございます。6-2の方の3つ目のフレーズの所をご覧いただきたいと思っております。いわゆる現在の厳しい財政状況の中で効果的に森林・林業施策を進めていく為にはまさにご意見を頂戴いたしましたように、やはり森林・林業施策の目標あるいは方向性を明確にしまして、施策展開を図っていく必要があると考えている次第でありまして、現在県の森林・林業に関する長期ビジョンの策定に向けまして、昨年の秋から検討を進めている最中であり、17年度の中でさらに議論を深めて参りたいというように考えております。今後、県民の方々の意見を頂戴しながらビジョンを策定したうえで林道整備を含めまして、効果的な森林・林業施策の推進を図って参りたいと考えている次第でございます。以上でございます。

(農水商工部長)

農水商工部長の石垣でございます。私どもは18ページ以降、農水商工部の取り組みとなっておりますが、詳しい事は小出総括の方から事業別の対応方針についてご説明をさせていただきます。改めまして一言、お詫びかたがたお話をさせていただきます。実は私ども農水商工部におきましては、このちょうど2ページでありますか。番号で言いますと3番から10番まで8つの事業につきまして、審査委員会のご審査をお願いいたしました。この内、8番の上野依那古2期地区以外の7事業につきましては継続のご答申をいただいております。ただ、他の事業につきましても計画性、費用便益、安全対策や事業の早期完了についてこの間貴重なご意見等をいただいておりますので、的確に対応して参りたいと思っております。1つお話をさせていただきますのは、8番の上野依那古2期地区についてであります。委員会の皆様方から貴重な野生生物の保全、費用対効果分析、長期的な農道利用計画の策定などについてのご意見をいただいております。このご意見を踏まえまして関係者、有識者とも検討を重ねつつルートを選定等を行い、再度計画を見直す事としております。その計画案が整った後に、改めて本委員会のご審査を受けさせていただきたいと考えております。私どもにおきましては精一杯努力して、計画策定や事業執行等に務めておりますが、先程委員の皆様方からいろいろなご意見等もございまして、計画時の調査が十分でなかった、あるいは情勢の変化等に柔軟に対応出来ないという一面もあった事は十分認識をいたしております。今後の計画策定にあたりまして、より詳細な調査の実施や担当各部との総合行政の観点からの調整等に努める事にいたしております。今後の農水産業の振興、農山魚村づくり、防災対策の推進等に生かして参りたいと思っております。冒頭に私の方から改めて、上野依那古2期地区につきましてお詫びかたがたご発言をさせていただきました。実は私は大変勝手な事をいたしますが、別途別の会議がありますので以下総括の方からご説明させていただきます。中座をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

失礼いたします。私、農商部の小出でございます。ただいまから8つの事業について、概要の説明、対応方針を説明させていただきたいと思っております。座って失礼いたします。まず、19ページでございます。防災ダムの菟川・寺家池地区、鈴鹿市でございます。答申といたしまして、住宅に近接する当該現場の状況から堤防施設の安全対策だけでなく、事故防止の啓発活動など、より水事故対策を徹底されるように求めるものであるという事でございます。当防災ダムは鈴鹿市で年に2、3回、3の所に書いてございますが被害を受けております。この農業用ため池に洪水調整を持たせるという事で計画をして参りました。次に20ページの所でございます。この防災ダムの課題といたしまして最後のフレーズの所でございますが県、鈴鹿市及び地域住民と協働して、事故防止の啓発活動などの水対策を徹底する事が課題だと私どもも考えてございます。その中でこれからの方針でございますが6-1に書いてございますように、安全対策については地域住民の意見を十分踏まえ、転落防止柵の設置そして侵入防止柵等の安全施設整備の実施をいたします。また県や鈴鹿市及び地域住民と協働し、安全啓発看板の設置、そして周辺の小学校等とともに池の生態系の調査等を実施しながらため池の豊かな自然環境を知っていただいて、安全教育を行うなど啓発活動に努めて参りたいと思っております。最後の6-2の最後の所のフレーズでございます。より安全・安心な住民生活の確保というものがまず第一でございますが、ため池というのは大変豊かな生態系の宝庫でございます。これらとあわせて豊かな自然環境との調和という事で、地域住民と一体となって防災対策、そして環境保全対策に取り組んで参りたいと考えてございます。次、21ページでございます。農道整備事業という事でふるさと農道整備事業、上川地区、これは松阪市でございます。もう一つ、度会北部地区、度会町でございます。そしてもう一つ、道行竈地区、これは南島町でございます。3つのふるさと整備事業についてご意見をいただいております。ご意見でございますが、事業を了承するという事です。ただし次の点を付けて付するものであるという事で1としまして、「費用及び便益の算出にあたりましては将来を見据えて著しく過大とならないような実態を可能な限り反映したものについて、算出対象とされるよう検討されたい」との意見をいただいております。22ページの課題の所でございます。私どもはまず としまして、課題の整理といたしましてさらなるコスト縮減を行い、的確な費用の算出を行う必要があると考えてございます。もう一つは、事業計画時に完成後発現する効果を十分に算定する手法が必要であるというように整理してございます。その中で今後の対応でございますが、費用便益の見直しについて計画時から長期間を経た事業において評価の基本となる諸条件や算定根拠の設定を的確に見直していきたいというように考えてございます。あわせて農道の有する多面的な機能についても適切な便益の評価をして参りたいと考えてございます。また、コスト縮減策は当然でございますがこれを導入して、よりコストの削減そしてそれにもとづく算定をしていきたいと考えてございます。いずれにいたしましても事業計画において、農業の実態を的確に反映して把握したうえで事業に反映させていきたいというように考えてございます。次のページでございます。同じくふるさと農道で、さらに意見をいただいております。2の所に でございますが、「事業を計画するにあたっては費用が広く県民の負担によるものである事を十分認識され、計画時点における事業費を十分精査される事を強く望むものである」という事です。もう一つが、「当初計画時点から事業完了に至るまでの関連資料について、当委員会の説明が必要な資料について適正に管理されたい」という意見でございます。ふるさと農道事業につきましては、課題の所でございますが、旧自治省の事業であるという制度の問題もございまして、概略設計及び設計内容が不足している、そしてそのような事で事業費の算出精度が低いという課題がございます。その中でも次の対応でございますが、農道の事業計画を作成する時点で調査の精度を高める事がまず重要だと考えているわけでございます。この為、事業計画については受益者、市町村が作成し、県が照査しているという事で今までやっているわけでございますが、今後は調査の段階から地元関係者と密接に連携する事により、事業計画の精度を高めていきたいと考えてございます。また、関連資料の管理でございます。保存期間を5年から10年という格好で、

10年以上の保存というような格好で見直しをして参りたいと考えてございます。続きまして25ページでございます。広域農道整備事業の伊賀2期地区でございます。伊賀市でございます。意見といたしまして、「事業継続を了承する。ただし、この農道の計画時点における経済性の検討が不足していたと思慮される事から今後、道路関係事情の計画にあたっては総合行政の観点から部局を越えて、最も経済的な線形を十分検討されるよう求めるものである」との意見を頂戴いたしております。26ページの5の所でございます。当事業につきましては公函混乱等の問題を回避する為、予定していた路線を見直す事とし、地元及び県土整備部と調整した結果、整備に際して経済性が最も高い既存県道の改修による対応という事で、その課題の解決を図ってきたものでございます。今後の対応でございますが、3行目位でございます。今後は計画時には計画路線の実施の確実性について十分な調査を行い、実施時における路線の見直しがないよう努めて参りたいというように考えてございます。そして6-2でございます。広域農道整備の実施にあたって、今後とも総合行政の観点から関連事業との調整を深めて参りたいという事です。まず、止むを得ず社会情勢の変化等によって路線の変更が生じた場合は、三重県の道路整備計画連絡調整会議での調整を図って、経済性を重視した事業実施を図って参りたいと考えております。次に27ページでございます。農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、いわゆる農免事業でございます。上野依那古2期地区でございます。ここでの意見でございますが、「改めて本委員会の審議を受けたいとする県の判断を了承する。ただし、このルートには希少な野生生物が生育している範囲がある事から、客観的な調査を行って希少な野生生物を保全した農道整備事業となるような計画をする事が重要である」とのご意見をいただいております。ここで4番の評価対応方針でございます。後段でございます。当地域では希少な生物が存在している事から、伊賀県民局における公共事業環境検討協議会や専門家の意見を踏まえながら客観的な生物調査を行い、希少生物を保全する事が可能な、効果的な農道のルートを早期に選定いたしまして、平成18年度において三重県公共事業評価審査委員会でのご審議をいただきたいと思いますと考えております。次に28ページの6の所の解決方針でございます。平成17年度から生物の調査、そして土質調査、環境調査を行う事としております。そして地域関係者や伊賀市の協力を得て十分な調査を行うとともに、民間有識者等で構成する公共事業環境検討協議会などの論議、そして専門分野の学識者の意見も踏まえて希少生物などへの影響のないルートを選定して参りたいと考えております。そして今後の対応でございますが、野生生物への影響を回避しながら経済的な事業を実施する事が課題と考えてございます。最も効果的かつ効率的な農道の整備が実施出来るよう、総合的な視点に立った路線や工法を検討したうえで、実施していきたいと思っております。また、この工法について提案させていただきたいと考えております。次、29ページでございます。同じく上野依那古2期地区でさらにご意見をいただいております。2行目からでございますが、「ただし費用対効果分析については分析手法を変えたものとして、その結果が著しく変化した事は県として責任ある分析結果を出せなかったものであり、遺憾である。今回、実測にもとづいてネットワーク手法により分析されたように、今後も信頼性の高いデータをもとに農業外効果も含めて客観的な分析をされるよう、望むものである」とのご意見をいただいております。課題の所でございます。2行目位に書いてございますように、アンケート手法からネットワーク手法に変更しました結果、手法が異なった事もあり、数値に著しい差異が生じたわけでございます。信頼性の高いデータを用いた客観的な分析を行う事が課題だと認識しております。対応でございます。必要に応じて実測値を求める事で信頼性の高い費用対効果の分析を行いたいと考えております。また、農業の多面的な機能につきましても、現状に即した客観的なデータを活用しながら、信頼性の高い効果算定を行って参りたいと考えてございます。続きまして、さらにご意見を上野依那古2期でいただいております。でございます。30ページでございます。「ルート変更をする事によって農業者の利用度にも変化が生じていると考えられる。したがって農業者の担い手対策も含めて、長期的な農道の利用計画をされるよう求めるものである。」これが1つです。2つとして、「本農道については地

域の強い農道が要望されているようであるが、次回、本農道を再評価する場合は要望されている具体的な方々の立場と、その要望内容等を明確にされるとともに、農道を整備する事によってこの方々の要望に対してどのような効果が発現されるか評価を加えられたい」という意見でございます。課題といたしまして、2行目位に書いてございます、担い手など将来の営農形態の変化など、総合的かつ長期的に予測し、当該予測に的確に対応出来る農道計画にする事が課題だと考えてございます。その対応方針でございますが、地元農家や農協などと意見交換を行い、そして地域の要望を的確に把握するとともに、長期に渡る地域の営農形態の変化を可能な限り予測し、長期的視野に立って生産、輸送、出荷など具体的な状況の変化に即した農道計画を策定して参ります。そして31ページ、4-2でございます。整備要件の的確な把握を行い、将来の状況変化に十分対応出来るような農道計画を策定して参ります。その上で当該農道計画の費用対効果分析を行い、地域要望に対する整備効果の発現分析結果などに基づきながら総合的な観点から評価し、その内容についてご報告をさせていただきたいと考えてございます。次、32ページの海岸保全施設整備事業、村松地区、伊勢市でございます。「継続の妥当性が認められる事から事業継続を了承する」とのご意見をいただいております。4番でございます。まず、事業を継続し、早期完了を目指す事が一番重要な事だと考えてございます。5番の対応でございますが、今後ともさらなるコスト縮減に取り組み、効率的、効果的な事業実施に努め、海岸保全施設の整備を進めて参りたいと考えてございます。次、33ページ、地域水産物供給基盤整備事業、舟越地区、これは鳥羽市の答志島の漁港整備でございます。委員会の意見でございますが、「事業実施にあたり常に制度の高い全体計画内容、全体計画事業費を把握しておく事を求めるものである。」もう1つが、「避難港としての事業の性格を考えると、早期に工事を完成するよう一層の努力を求めるものである」との意見をいただいております。3番でございます。離島でございます答志島の漁船は荒天時に安定した停泊が出来る岸壁が不足しているという事、そのような実態に対しての対応を強いられているわけでございます。対応方針でございますが、課題でございます。特に常に全体計画内容及び全体事業費を的確に把握する、これがまず1番でございます。ご指摘の通りでございます。2番目といたしまして、早期に事業が完成するよう事業の重点配分に努めていきたいと、そして一部供用に関しては早期事業効果の発現を図る必要があると考えてございます。6番の対応の中で、平成18年度から漁港の東側の水域において係留が可能となります。供給開始をしていきたいと考えてございます。6-2でございます。漁協合併などの広域化がさらに進んで参ります。そして世界情勢の変化を踏まえながら総合的な漁港づくりに取り組んでいきたいと考えてございまして、その中で特に生産物供給システムの基盤として、また防災・避難、交流の拠点として重点的かつ効率的な整備を進めて参る所存でございます。以上、農水商工部の報告でございます。

(県土整備部理事)

県土整備部理事の松井でございます。引き続きまして県土整備部の所管事業につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。私どもが所管する事業につきましては、平成16年度は道路事業3件、街路事業1件の計4件の再評価について委員会にご審査をいただきまして、全ての事業において事業継続を了承するとのご答申をいただきました。ありがとうございました。とは言うものの、街路事業におきましては事業継続に際しまして付帯意見をいただいておりますので、事業継続に際しての私どもの取り組み方針についてご説明させていただきたいというように思っております。座って失礼させていただきます。まず、道路事業でございます。36ページ、37ページをご覧くださいと思います。道路事業につきましては国道306号伊船バイパス、国道477号四日市湯の山道路延伸、国道25号一ツ屋バイパス、この3路線のご審査をお願いいたしました。道路は地域間の交流とか、産業・経済の発展あるいは良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤でございます。委員会からは特に付帯意見をいただいておりますけれども、計画から工事実

施に至る事業全般におきまして一層のコスト縮減に努めながら、平成 15 年度に定めました新道路整備戦略に沿って重点的、効率的かつ計画的な事業執行に努めて参りたいと考えております。続きまして 38 ページ、39 ページをご覧ください。街路事業でございます。街路事業につきましては、朝日中央線街路事業をご審査いただきました。朝日中央線は事業区間の内の約 160 メートルの区間につきまして、JR 線と県道を立体交差する高架橋の整備を行うものでございますが、地域住民のご意見を踏まえまして多くの方が安全かつ便利に高架橋の歩道を利用していただけられるように、高架部の地上部を斜路付き階段で接続する構造に変更したものでございます。委員会からは「階段設置にあたってはそのメリット及びデメリットを十分考慮のうえに、利用者に不自由とならないよう配慮される事を望むものである」とのご意見をいただきました。県としましては委員会のご意見を踏まえまして、高架橋部分の起点、終点付近及び階段歩道部付近におきましてわかりやすい路面表示とか標識・看板類の設置等による誘導とか、あるいは注意喚起等の対策を講じるなど歩道利用者に不自由にならないよう、利便性・安全性の確保を図って参りたいというように考えているところでございます。県土整備部の再評価における事業方針におきましては以上でございます。

(公共事業運営室長)

何かご質問等、ございましたらどうぞ。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。3 部からご説明いただきましたが、いずれの部からでも結構ですが確認事項、ご質問がございましたら頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

環境森林部の林道の説明を伺いましたので、少しお聞きしたいと思います。林道の事業の説明がある時に、いつも林業の活性化の為にこの林道が必要ですよというような説明のパターンが大変多いように思います。確かに林道をつくらなければ林業の活性をする為に林道整備が必要になってくるという事は自明の事だと思いますけれども、逆に林道をつくったからと言って林業が活性化するわけではないというようにも思います。特に三重県の、全国おそらくどこでも同じような事情だとは思いますが、三重県の林業の場合に B / C の数字などを見ておりますと、ほとんどが環境林としてのベネフィットになってしまっています。人工林というのであれば、存在すればそれは勿論環境林として重大な、重要な役割を担っているのしょうけれども、二酸化炭素の排出を抑制する為に人工林をつくっているわけではないと私は思います。あくまでも林業の方は材木、木材を生産する為の人工林をつくってくださっているのだらうというように思いますし、そこから良い木材がきちんと出していければ林業というのはきちんとした産業になり得る分野だというように思います。最後の方で課題の解決方針の所に、県産材認証システムの構築というような事を書いていただいております。多分その辺りが林道をつくるだけではなくて、林業をより活性化しようというところに繋げようという環境森林部の取り組みなのではないかというように思いましたので、もしよろしければ少し説明をしていただきたいと思います。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

座ったままで失礼します。先程の最後の所の県産材認証システムでございますが、これにつきましては現在、本格的には 17 年度からスタートする事としております。いわゆる消費者の方々から見まして、自分の家に使っている材はどこの所の材であるかというような事を明らかにしていきたいという事と、それとともに三重県内の材という認証でございますので、三重県内の材を使うという事はある意味では山側の木が切れ、新たにまた植えられるというような林業の活動にも繋がっていくという事でありまして、詳細部につきましてはこれから

議論を深めて、関係団体の方々とともに煮詰めていくわけであります。一連の流れとしましては山に立っている木、例えば尾鷲に立っている木が最寄りの原木市場へ流れまして、さらに製材所へ流れて、最終的に工務店の方々あるいは大工の方々の所へ行くわけですが、その一連の流れの中でこの材は三重県のどこ産の材ですという表示をしてわかる、最終的に家を建てられた方々がわかるという形のものとして構築して参りたいというように考えている次第でございます。

(委員長)
どうぞ。

(委員)

県がかなりバックアップをされた松阪の木材コンビナートで、あそこでは取り扱っている材の内、県産材の占める割合というのは大変低いというようにお聞きしております。あれは木材コンビナートとしての存在価値と言いますか、そのようなものとして大変存在価値があるのだというように私は説明を聞いた覚えがあるのですけれども、そのような木材の良い材料もしくはあそこの場合含水率も、それからヤング係数も全部計って、計測して印字して木材として出させていただきますよね。そのような品質管理をする、それからコンビナートとして必要な材料がすぐに手に入るような供給体制を取っているという意味での存在だと思っておりますが、それと今・・・(テープ交換)・・・勿論両方にいろいろなデメリットメリットがあると思いますけれども、それを並行して検討してはバックアップしていきたいというように考えてみるわけですか。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

ご指摘の通りです。例えば原木市場であっても、三重県産材を半分程度は取り扱っていただくところを、三重県産を取り扱っていただく所は原木市場でありますよという表示をしたり、あるいは製材所につきましてもこの製材所につきましても、県産材を50%以上取り扱っていただいております、なおかつ県産材につきましても乾燥率につきましても一定の率以下の材を供給させていただきますと、そのようなところまで深めて参りたいと考えております。

(委員)

間違えてはいけないのは、県産材イコール優良材であるという数式は成り立っていないという事なのです。私達が一番使いたいのは勿論国産材が良いと思っておりますし、勿論県内の山の事情はいろいろとお聞きしているので出来たら応援もしたい。けれども最終的に住まい手と言いますか、例えば住宅の場合に住んでいる方が望んでいるのは県産材が欲しいから自分の家を建てる方はまずいらっしゃらないのです。それは県産材でより良くて、より安価であれば一番ですけれども、質の高い木材が欲しいというのがまず最初にあって、それが県産材ならば県産材がベストですというような順位になってくるというように私は思うのです。ですから例えば松阪の木材コンビナートでそれなりの品質管理がしてあれば、例えば岐阜産材でも構わないというような選択肢も1つにはあるわけですから。それから飯高辺りの山で材木をつくっていらっしゃる方にお聞きしますと、良い杉が出た場合には峠を越えて吉野材というハンコを押しますとおっしゃるのです。その位、今木材というのは産地と材料が線で結ばれていません。とてもいい加減です。それを少し整理していきまして、これはどこの材料だという事がわかるようにしていただくという事は使う側にとってみれば大歓迎なのです。大歓迎なのですけれども心していただきたいのは、間違ってしまうと県産材にハンコが押してあったらそれを避けるという選択肢もあり得るのだという事を忘れないでいただきたいのです。三重県産材だとこれは押してあると、三重県産材だと押してあるのではねようという選択肢に使われてしまいかねない危険性も伴っているという事を良く覚えておいていただきたい

いのです。これからいろいろな木材の流通システムを県の方でバックアップしていただけるという事は大変嬉しいのですが、材料として本当に品質管理をして優良な材料である事が絶対の前提条件だという事を、やはり忘れないでいただきたいというように思いますので、長々とすみません。よろしく願いいたします。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

いただきましたご意見につきましては私どもも大変耳の痛いお話でございまして、業界の方にもその旨伝えさせていただきます。

(委員長)

関連してですけれども。

(委員)

業界の方へ伝えるだけでなく、県の方が主体的に動いていただきたいのですけれども。是非していただけますでしょうか。

(委員長)

ちょっと待ってください。関連してなのですけれども、刈った後に植林する体力は今残っているのでしょうか。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

現在、私どもの方の正確な数字ではございませんが、試算では山に木を植えてある年度まで育てるのに260万程度いるのではないかと思います。それに対してヘクタール当たり、1万平米当たりという事になります。それに対して今の材価は、いわゆる木の値段は立木でどの程度かと申しますと杉の場合でございますが、例えば市場での換算が立米9,000円という事で1万平米当たりの大体ボリュームと申しますか、それが250立米程ではないかというようにカウントしております。したがって補助金のないような形での林業生産というのは、一般論としては大変厳しい状況にあるのは事実でございます。ただ、中には相当立派な木も育てられ、あるいは70年生80年生相当長期化、伐採年齢も樹齢も長期化しておりますので一概にそのような事は申し上げられませんが、最近九州辺りの短期間で成長する杉材辺りが相当入ってまいっておりますので、三重県内におきましても相当厳しい状況になっているのは事実でございます。

(委員長)

プログラムが成功して刈ったのは良いが植える事が出来なかったという事がないように、是非災害のもとになりますので。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

各種新年度もまだ少し公表させていただくのに時間が早すぎますのでお話出来ませんが、そのような施策の一部を取らせていただいております。

(委員)

木材利用の促進に関わるものなのですけれども、ここを見ていると課題の解決方針であるとか、あるいは5と6、三重県の森林・林業の課題とかそのような所で見ますと、私はある1つの側面にばかり目がいつているのではないかという感想を感じます。どのような事かと言いますと、例えば質の良い本当に皆が欲しがる良い木材というようなものを供給するというのも大変重要な事だと思うのですが、もう1つは間伐材であるとか、例えば台風で倒

れてしまったような木がそのまま放置されている環境の整備という所から考えた時に、どのみちそういったものは優秀な良い木材として利用価値はほとんどないわけです。だからどんどんどんどん放置されていくというような事を別の観点から見ると、解決の切り口が開くのではないかと思っているのです。どのような事かと言いますと、例えば今バイオマスとか森林に対する価値の考え方がただ単に木材としての利用という事よりはエネルギーのもと、しかも温暖化対策の1つとしての自然エネルギーや資源エネルギーという部分が非常に関心が高い中で、三重県は幸いに良い意味でも悪い意味でも森林という所の資源が非常に豊富であります。だから良い木材を良い形でやっているものプラス、例えばそういった頭が痛いような所の部分ではバイオマスとか、その他のいろいろな多様なニーズに答えるとか、あるいは他の施策とリンクしていくような形で考えれば、ただ単に林道をつくって良い木材をつくるという事に繋がるのだという1つのワンウエイ的な考え方ではなく、多様な考え方としての部分を考えれば、もっと早くもっと良い形で多面的な解決法があるだろうと思っているものから見ると、ここに書かれているものは非常にある1側面での部分に強調して書かれているような気がしています。そういった先程申し上げたバイオマスであるとか多様な使い道を考えた総合的な施策としての課題とか、解決方針とかは環境森林部としては考えていないのでしょうか。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

実は間伐材だけではないのですが三重県内の木材を使ってという事で、もっと使おうではないかという取り組みの1つに県有施設の木造化の推進という形で、実はこの1月の17日だったと思うのですが、県産材の利用推進本部、これは知事をキャップといたしまして今日出席していただいております副知事が副本部長になっているわけでございます。県有施設の木造化という事で今年度から取り組んでいきたいと、1つには考えております。また、先程先生からお話がありました間伐材関係でございますが、これにつきましては環境森林部の方で実は今年度16年度の当初ラインから県単の治山事業でございますが、まだ一部でございますが、間伐材を活用した型枠でございます。今まではスチールと言いまして、鋼製の鉄製のスチールでコンクリートの型を取りまして、その中へコンクリートを流し込むというものであったわけでございますが、県単の治山事業で間伐材を活用した型枠を現在、試験的に利用しております。こうした取り組みにつきましては県土整備部さん辺り、あるいは今後、農水商工部さん辺りにも協力を要請させていただき事になっておりまして、一部県土さんの方では近々もう取り組んでいただくような事になっております。多方面でいろいろとアイデアを出して、間伐材につきましても様々な活用という事で知恵を絞っているわけでございますが、また何かお知恵がございましたら私の方でも是非とも検討させていただきたいというように考えております。

(委員)

例えばネドサンが今、大変いろいろな形で木質パレットだとか、チップスだとかいろいろな形でやっているのが今まで北の方の部分であります岩手だとか、そういう部分にばかり目がいていたものを、尾鷲だとかそのような南の方にも目を向けて推進していこうとする動きもあるわけであります。そのような時にかなりの例えば6,000トンだとか、いろいろな形が年間必要になるだろうとかそのような予測もあります。私が申し上げたいのは何かと言いますと、良い木材を良い形でやっていく時にかかる時間とコストという所と、とりあえず当面の課題としてあらゆるシステムを活用出来るようなものを導入していった、短期的に出来るような部分に関しても取り組むという多面的なやり方でやっていかなければ、林業の活性化というようなものは林道をつくったという事で、すぐ火が付いて良い形になるというのは誰が見てもやや理解に厳しいところがあります。こういうせめて解決方法だとか、課題の所ではもう少しわかりやすい形で多面的に県が考えていますという部分を考える為には、ある

程度の森林整備が出来るような1つのツールとしてのこのような林道整備とか、このようなものが必要なのですという事を今、ピンチだからこそいろいろな形でアピール出来る部分があるだろうと思っているのです。しかし今の書き方を見ていると、非常に発想が貧困と申し上げた方が良いのかわからないのですけれども、これで本当に早期の目的に合った活性化出来るような成果というものが望めるのだろうかという部分で、クエスションを感じる部分がありまして申し上げたものなのです。是非そういった部分、利用出来るものは何でも活用しながらやっていく積極的な姿勢を是非見せていただきたいと思います。

(委員)

今の林業に絡みます。林業のビジョンを策定していただくというのは大変結構な事なのですが、この委員会は来年また林道関係の事も審議しなければいけないと思います。その時まで正式なビジョンでなくても良いと思うのですけれども、ビジョンらしきものをこの場に出していただくと、我々も今後の審議の判断が非常にしやすくなりますのでよろしくお願い致します。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

時期的なものは少しお約束出来かねるのですが、17年度中には当委員会の方にも骨子になるか完成になるか、その辺りはまだ少し今後の議論の深まりを見まして判断したいと思うのですが、提示させていただきたいというように考えてございます。

(委員)

現在、管理すべき森林面積がどれ位あるのか。それに対して今後、林道が全部カバーしていかうとすると新たに林道はどれ位設けていかなければならないのか。それがどれ程のトータル費用を要して、どれだけの経済効果を生む事になるのか。こういったような、それ位なら比較的簡単にサッと出ると思いますから、出していただきたいと思います。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

今おっしゃられた内容全て網羅出来るかどうか、今の段階では少し自信のない点もございますが、いずれにいたしましても私も森林・林業に関する分野としましては、別途森林審議会というものを大学の先生、あるいは皆様方と同じような方々をお願いしておりまして、その場でご議論していただく事になっておりますので、その辺りの意見も踏まえまして作成したいというように考えております。

(委員長)

環境森林部に対して何かご質問ございませんか。少し小さな確認なのですが、間伐材で型枠をつくられるという事は昔懐かしいコンクリート型枠をつくと理解してよろしいですか。

(環境森林部森林・林業分野総括室長)

間伐材でございますので、いわゆる少し製造過程につきましては担当室長がおりますので、そちらの方からご説明申し上げます。

(環境森林部森林保全室長)

サイズのものは90センチ×180センチのものを使わせていただきます。先生がおっしゃった、昔のものだというものには認識出来ると思いますが。

(委員長)

それでは、どうぞ。

(委員)

19、20ページの防災ダムですが、6 - 1に今後の解決方針が書いてございます。進め方によってはこの解決方針が矛盾している事になりませんかという趣旨の意見です。実は私の研究室では、ため池を都市環境として活用するような研究をして、いくつかため池を見て歩いているのです。行きますと、「良い子はここで遊ばない」というような看板が立っている例があります。フェンスのような安全施設をつくり、安全啓発の看板に、「良い子はここに近寄らない」と書いておきながら、子供を集めておいて、ため池は多面的な資源ですという事業をやることは矛盾があります。落ちたら危ないので必要な事はやらないといけないのでしょうかでも、私は原則として、公共の責任か、あるいは自己責任かというだけではなくて、やはり地域が見守っていくというような体制が出来ていく事が望ましいと思っています。「安全教育」と書いてあるのですけれども、そのような事に重点を置きながら利用と安全を調和させないと、この施策が相互に矛盾する可能性があると思うのです。今日はわざわざ対応方針を出していただいたのですけれども、対応方針のさらなる対応方針をご検討ください。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

実はこれにつきましては私どもも単に防災柵だけ設けます、安全対策だけしますというのでは、ため池は私も何度も申しますように大変、先生もご存知のように、豊かな生態系を持っていて、また地域として安らぎの場としてのスペースとして非常に大きなメリットがあります。それだけでため池の機能をなくしてしまうのは、いかにも入ったらダメだというのはダメだという事で、そのような事から現在その地域で管理してもらっている土地改良区とか地域、自治会等とやかに安全かという事を確認したうえで、豊かなスペースを余暇空間として使ってもらべく、そのような方針を土地改良区等と一生懸命、今やっております。そのような事でなかなか相反する部分があるから、非常にこうしますという事を私どももすぐには言えないのですけれども、やはりシャットアウトはしたくないというのが基本的な考え方です。ただ、最も厳しい危ない所、危険な所は何とか施策をうっていかねばいけないと思います。そして親水機能という意味あい、やはり守っていきたいというところで我々も内部矛盾を考えているのですが、特に鈴鹿市のような所では都市の中にある非常に安らぎの空間としてこれから整備されていきますので、この辺りはもう相反する要素を持ちながらですけれども、私どもはここで一言で安全教育という事と自然の対応性の再認識という事を両立させながらやっていく事が、行政としての使命であると考えております。何か回答にはなかなかきちんとしたものではないのですが、そのようなものを思ってため池の方針としてはそのように考えてございます。

(委員長)

農水商工部に関して確認事項、ご質問はございませんか。どうぞ。

(委員)

確認ですけれども、23ページに関連資料の保存期間という所です。これは私が考えている事と少し違うかもしれません。私は他の案件であったかどうか忘れましたが、資料の保存期間というのは事業期間中、要は事業が終了していなければ当然保存していなければいけないものだと私は認識しております。ただ単に何年以上という事ではないのではないかと、このように思います。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

私ども1つの文書管理のルールが、非常に事務的な内部的なルールでございまして、一定の関連資料という意味では5年以内というようになっております。その中で今、これからこ

のような再評価を受ける、そして事後評価を受けるというものであれば、やはり関連資料と言いましても、そのような事で処分してしまったのではいけないという反省に立っております。ご指摘いただいた事です。そのような意味あいから、少なくとも 10 年は関連資料としても持っていなければいけないというような確認の意味あいを込めて、今回 10 年という格好で整理をさせていただいたわけでございます。

(委員)

ですから事業期間中は 10 年、20 年になっても事業期間中は当然保存していなければいけないのではないのでしょうか。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

私、事業完了後という意味あい、言葉足らずでございます。すみません。失礼いたしました。

(委員長)

関連してなのですけれども、農水商工だけに限った事ではないのですが、文書であるとかさばるので電子データ化というものは、今庁内ではお進みなのですか。あれは難しいとは思うのですけれども、まずそれが 1 点です。

(公共事業運営室長)

現在、公共事業部門でいろいろな公共事業に関する IT 化を進めておまして、既に取り組んでおりますのは電子入札とか、契約関係での IT 化です。次の段階で成果品と言いますか、測量とか設計、出来上がった図面とか、計算書をデジタル化して納品していただいて、県もそれを保存するという形を進めております。それと工事におけるいろいろな記録等も含めて、今後順次進めていく事としております。もう既に測量等の成果品については一部デジタルで受け取っているという状況でございます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それともう 1 点なのですが、これはもうたまたま農水商工です。中期的長期的計画を見てという事なのですけれども、例えば耐用年数から見て 40 年 50 年というような償却計算をするのですが、40 年 50 年後の姿がどうなっているのだろうかというスパンの管理の考え方と言うのでしょうか。つまり 40 年 50 年で建てただけけれども、ひょっとしたら 30 年でお役御免になる場合もあるかもしれないというような見通しというような事は、今後取るべきか取らないべきかと言うのでしょうか。このような発想があり得るべきかという事なのです。特に農業の場合は非常に変化が激しいですので、農地の改廃などという事になれば誠にそのような現実は厳しいものがあります。そうした場合、農道をつくった云々で今の話ですが、B/C を計算する時には 40 年でしたか、50 年でしたか計算をしていくのですけれども、そういった所のいわゆる計算の整合性と、それから社会の変化の整合性、これはどうしようもないものです。今のまま考えていくのか、新たに 40 年 50 年先を見越して、その場合のスクラップアンドビルドまで考えていくのかという事なのですが、そのような発想というのは難しいのでしょうか。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

私どもが農業施設、そして事業をする基本的な考えに食料の安定生産と供給は永遠に続くものだという基本的な認識を持っております。それは永遠だという事です。もう 1 つは、これは待てよと言われる方もいらっしゃるかと思いますが、農村地域の社会はやはり永遠に保存されていくべきだというように考えてございます。そのような意味あいの発想で、その中

で当然そこで担い手が変動する事もございます。地域の農地も少しずつ変動はあろうかと思いますが、今言っている40年50年の中でそのような意味の大局的な部分はそれ程大きく変わるものではないと思います。今、私が申し上げました考え方にはそれ程大きく変わるものではないと考えてございます。そういう意味あいにおいて今、我々が実施している事業そのものは、やはり40年50年のスパンの中では適正な事業であろうというように考えているところでございます。

(委員長)

はい。私の勝手な試算をしたのですけれども、2050年に人口は1億でしたか。その時に今の台帳面積の水田面積が減反を考えずに270万ヘクタール、あと食べる量、消費量ですね。それから計算すると150万ヘクタールになってしまうのです。おそらく田面積が計算上では半分になってくるという発想から、今お尋ねした次第なのですけれども。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

私が今申し上げたのは、先生がおっしゃるような人口の減少傾向の中で、果たしてそのような食料生産が必要なのかという所と、そのような農村社会が果たしてそれ程今のような状況の中で必要なのかという所に、もう既に基本的な所でズレと言いますか、考え方があっての事でしょうけれども、そのような所については我々実は感情を入れずに、私が今申し上げました冒頭の2点は変わらない永遠のものなのだという所から、事業をやらせていただいているところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

農道整備の場合、ご担当の農水商工部と一般道担当の県土整備部は、本当に良く打ち合わせをやっていただきたいと思うのです。道路建設は本来なら、一般道も農道も同一部門が担当するのが良いと思います。種々の関係で、それができないと言うのであれば、農道を計画あるいは進行させる時には、一般道を扱っていらっしゃる部門とよくよく密に打ち合わせをしていただきたいのです。今度の依那古の例などはその最も端的に出てきた例ではないかというように思いますので、よろしく願いいたします。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

まさにご指摘の通りでございます。そのようなところで我々は反省をしているわけですが、報告の中でも申させていただきました道路調整会議がございます。これを大変に有効に使いながら、矛盾のないような、そして地域として本当に必要な、そのような視点で事業を実施していきたいと思っております。

(委員)

27ページから28ページ、これは非常につい最近で、私達の再評価委員会の結果が出されているものですから皆様記憶に新しいと思うのですけれども、今の再評価委員会としては極めて異例な、何と言いましょか。改めて本委員会の審議を受けたいという、県の判断を了承するという、今までなかった判断をしたわけなのですけれども、そこに関連して1つ是非伺いたいのです。これから1年間かけて環境に配慮した形での調査を行い、ルートを決め、それで再来年の再評価委員会にはかけたいという意向であったと思うのですが、少し具体的なカレンダーを伺いたいのです。これはもう早急におそらく環境を評価しながら、それから既に南部の方に出来ているものとのどのような形でタッチしていくのか。ただ単にいろいろな

環境調査だけではすまされない複雑な背景があると思うのですけれども、その辺りに関して1年間で大丈夫なのかという、計画通りいくのかという事です。それからここを見ていると、公共事業環境検討協議会という部分と専門家の意見を聞くという事なのですが、それにプラスこの道路の意味と言いますか、位置付けという所の部分には環境に関わる分野は勿論の事、そのような道路の経済的な効果や波及効果などを総合的に判断するようなメカニズムがなければ無理だろうと思うのです。どうもここに書かれている分野は専門分野の学識者の意見というものは多分そのようなものなのかとわからないのですが、どうもここでは環境に関わる部分はやりますという事であって、その他にこの道路は何故必要なのかという一番基本的な所での検討を行う部分はどこでやっていくのかと、それが書かれていないような気がするのですが、それを踏まえて説明をお願い出来ますでしょうか。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

はい。先生がご指摘のこれからの環境に対するプログラムと、18年度に提案するまでの工程等については梅村総括、お願い出来ますか。後にどのような意義と言いますか、経済的な効果等も含めてですが、それは実は私もあまり説明が良くなかったのかもしれない。特に30ページの所にご指摘であります、長期的な農道利用の策定及び地元要望に対する効果発現の把握とその評価についてという所ではないかというように思っております。私どもはまず農道という性格上、本当に農家にとって農業経営として本当に必要なかどうか、これはまず第一義に検証しなければいけないと思っております。そのうえで地域のいわゆる地域社会の中で必要な、いわゆる効率とか経済性等の検証も地域全体の中で検証していかなければいけないという2段階構えで、まず農道としての機能そして地域社会に対する生活の利便性といったような所を検証させていただいて、提案させていただきたいと思っております。当然担い手等に対する検証もそこでさせていただきながら、ご提案させていただきたいと思っております。

(農水商工部観光・地域づくり分野総括室長)

スケジュールの方でございます。1月の13日に再評価でこういったご指示をいただきました。早速地元の方との協議説明をして参りました。4地域でこの事業についての説明をさせていただきました。それからここで今後こういった環境調査をやるという事で進めさせていただいておりますけれども、この農免2期地区につきまして環境調査検討委員会というものを立ち上げていこうという事で、この13日にも表明させていただきました。そのような方向で進めさせていただいております。それから今後のスケジュールですけれども、17年度に国の調査事業を受けまして、1年間環境調査を行っていきたいというように思っております。基本設計のルート、経済性、用地調査も含めて進めていきたいと思っております。環境につきましては植物・動物それから地質等、多方面に渡って調査をしていく事としております。それでこの13日の時にもご説明させていただきましたように、その経過につきましては17年度の再評価委員会の方で経過報告をさせていただくという事しております。それを受けまして18年度から環境調査が予定通り問題なく経過した場合、18年度から用地測量に入り、それから環境調査につきましても予測される不安な部分もあればその補足調査も18年度の前半位でやれるものであれば、予定に組み入れたいというように思っておりますけれども用地測量の後、路線測量、実施設計といった経過を経まして、国の計画変更を受けまして19年度から事業実施にかかりたいと思っております。概ね3ヶ年というように予定で考えております。これらのスケジュールにつきましても非常に環境調査そのものがこういった方向でいくのか、今のところタニヘゴにつきましてはその場所について回避出来るというような所までは概ねの感じは掴んでおりますけれども、その他の環境調査で影響が出るという事も予測する必要はあると思っておりますので、そこについても十分留意しながら進めていきたいというように思います。この中身につきましては先程少し申しました、環境調査検討委員会

というものを立ち上げていきたいという事です。これは現在、伊賀県民局の方にそういった調査をする機関がございますが、この上野依那古についての検討会を立ち上げるという事で考えております。

(委員)

環境調査を含めて地域住民の意向というものを調べるという事だろうと思うのですが、私自身は環境調査をするのも非常に大変重要な事なのですけれども、それよりもまず説明会を行ったというようにおっしゃられました。その時の地域住民はどのような方がどれだけ参加をして、その時にどのような反響があったのかという事がまず知りたかった事です。それから地域の要望を的確に把握するという事ですが、どのような手法で的確に把握するのかという部分に対しての対策と言いますか、考え方は何でしょうかという事です。環境をやる者としては環境を配慮したルートを考えるのは非常にありがたい事なのですけれども、まず道路はもう既に半分位来ているから残りの半分、それに南の方にあるものまで入れると4分の1まで残っているから、もうこの道路は何が何でもつくるのだという道路がまずあるという発想から始まるのではなくて、地域の要望を的確に把握するのは何を意味しているのか。それに対してはどのような事で1年間やっていくのか。半年でやっていくのか。そのような部分が一番重要ではないかと、その部分が抜けているような気がしてならないのです。だからもう一度お願いしたのですけれども、まず説明を行ったという先程の説明があったのですが、何人位の、どのような立場にいる人が来て、どのような反応があったのか。それから今後どのような形で地域の要望を的確に把握したという事を、私達も含めて地域住民もそうだという事の判断が出来るような手法を取ろうとしているのか。その辺りが重要なので、説明を願いたいと思います。

(農水商工部観光・地域づくり分野総括室長)

はい。私は先程説明と言いましたけれども説明会というようなレベルでなく、現在この地域に関係する4つの地区がございます。4つの地区の代表者と言いますか、区長さんに説明をさせていただいたという事です。今後その地域の方々との説明を予定しております。これは3月に入ってからやらせていただく事としております。現在その4つの地区の区長さんには了解いただいたというような段階です。ただ、その地域の中ではいろいろな異論があるかと思っておりますので、そういった会は持っていきます。それから基本的に今考えているルートについては山側のルートですので、用地について問題がある部分というのはあまり多くはないのではないかという想定もしております。それから地元関係者からの要望の聞き取りにつきましても、環境調査とともに進めさせていただく事としております。

(伊賀県民局農村基盤室長)

伊賀県民局の佐藤と言います。よろしく申し上げます。先程の梅村総括の説明を補足させていただきます。先般1月の再評価で様々なご意見を委員の方々からいただいた事を真摯に受け止めまして、早速この事業の経過なり今後の県民局としてどのように対応していったら良いかといった辺りにつきまして地元関係の区長さんに、具体的に申し上げますと、伊賀市の才良、升川、沖、市部といった区長さん方をご訪問しまして、説明をさせていただき、今後の取り組み等々につきましてご説明させていただきましたという経過がございます。既に4名の方をご訪問して説明をさせていただきました。その説明の中で各区長さん方からは、農産物の流通の改善など農業振興に係る、また地域住民の通行の利便性といった事から事業の早期完了の要望をいただいて帰って参ったところでございます。さらに事業を推進するにあたって、各区長さん方からこの事業に対するご要望なり、ご意見なりを承りましてその要望に対する対応策なり、評価なりをさせていただきながら、事業の今後の進め方について、一緒になって考えていくというように計画しているところでございます。

(委員)

多分時間がないと思うのですが、一言だけ1つだけ伺いたいのです。公共事業環境検討協議会や、あるいはいろいろな分野の学識者や地域住民の代表といった方々からなる何か協議会のようなものがあって、そこで地域住民のニーズや的確な要望などを得るという事ではなく地区、町を中心とした形で地域の要望を把握しようという事を考えていらっしゃるのでしょうか。どちらでしょうか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

はい。環境調査検討委員会という、私どもの仮称でございますけれども、予定としましては2月中に立ち上げたいという事で今、準備に入っているところでございます。各地元の4区長さん方も各区の地域住民の方にも話を下ろしていただきまして、意見を聞いていただいたうえでご参画していただきまして、私どもと一緒に議論をさせていただくというように考えております。はい、つくります。

(委員)

特に担い手の問題等、先程委員長さんが2005年のある程度の予測というものを出されておりました。そのような中で例えば自給率が45%に今後引き上げられるとか、国の方針などが決まっておりますけれども、そのような新しい制度改革に対応した担い手の対策とか、具体的な自給率45%に対応する対策とか、そういったものは地域の中でも検討されているのでしょうか。後は利用集積計画ですがこの間もお話ししましたように、担い手の数が誠に少ないという中で、今後どのような担い手の定着率を図っていくのかという意見などを逆に検討されているかどうかというのを少しお聞きしたいと思っております。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

一般論として言いますか今、国は食料農業農村の基本計画の見直しをこの3月に最終結論を出そうとしております。その大きな中身が今、委員がご指摘の担い手でございます。基本的にはいわゆる認定農業者と称する農業者にシフトしようというのが1つの方向です。その中で地域の集落営農という形態、現在、担い手という中に認定農業者、いわゆる専業農業者でございますが、そのような人達といわゆる兼業農家の人達の集まった、そしてそのような集落営農という形態が地域にはございます。そのような集落営農をやっている人達がこれからさらにもう少し法人的な、いわゆる経営感覚を身に付けた事業体として発展する事を方向付けていきたいと思いますという言い方がございます。そのような事で我々としても基本的にはどうしても兼業農家だけでは農業の安定的な、食料の安定的な生産には非常に不安があるというように思っております。そのような意味あいにおいて、農道にしるそうでございますし、ほ場の整備にしましても然りでございまして、農業用水路や排水路にしても然りでございますが一定の効率の高い、そして労力の少なくて良い人が少ない時間で対応出来るような農地、そして施設を目指しているものでございます。そのような意味あいにおきまして、我々は新たな対応としましてさらに農業施設の、いわゆる高度化を目指そうというのが一方でございます。ただ、それだけでは農業農村というのはここで農政の根幹、三重県農政の中でどうしても兼業農家を切り捨てるという事にはならないのです。兼業農家というのはある程度どうしても点的にも存在していくだろうという事で、そのような意味あいにおいて農村地域全体としての生活環境を守っていくというような側面もございます。そしてそのような為に事業というものも、具体的に申しますと集落排水であったり、総合整備であったりという事業がございます。そのような事の兼ね合いをはかりながら、私はなかなかどこに施策をシフトするのかという事はなかなか言えない部分があるのですが、国の施策がそのような方向で大きくシフトしている事から基本的には担い手の習練化、そして土地を集約していこうと

というのが一方であり、もう1つは兼業農家という存在もなくなならないという現実を見据えた農村地域政策をまた我々事業の中で発現していかななくてはならないのではないかというような事を悩みながらやっております。基本的な考え方を1つに習練させないといけないという事で、17年度に三重県の農政のあり方という格好で基本的な方向を提案させていただきたいと思っております。いつまでもそのような無礼が生じていたのでは、なかなか我々の施策がきちんと県民にご理解を得られないという事から体系だった施策を17年度に方向として出していきたいと思っております。そしてある程度国との方向との整合もあるのですが、三重県としてどうなのかということの中で打ち出していきたいと思っております。今ひとつ時間をいただきたいと思っております。その中で当然食料の安定供給であるとか、農村地域の豊かな環境を守るといった精神は当然放棄するものではなくて、それを重要な柱としながらやっていきたいと考えているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。ただ、本当に今、三重県の農業を取り巻く現状というのは勿論そのような農業施設の高度化とか、本当に足元の部分もやらなければならないと思うのですが、一番大きな問題は対象者の農家の方が高齢化しているという事です。担い手の政策も含めてですけれども、あまり時間がないと思われると思うのです。委員長がおっしゃったような2050年には本当にシミュレーション以上の、逆に困った状況に陥っているのではないかと、本当に集約的な農業というものを食料安定供給の45%という国の施策も含めて、かなり農道整備だとかいろいろな整備事業も慌ててやるべきではないかということまで来ていると思うのです。その辺りは逆に新しい施策を期待しておりますので、よろしくをお願いします。

(農水商工部担い手・基盤整備分野総括室長)

本音は私ももそのような事をきちんとし、より我々の事業がコンセンサスを得て円滑に進めさせていただきたいと思っております。まず、そのような事業促進にそれを1つのバネとして持っていきたいと思っております。

(委員長)

他にいかがでしょう。農水商工部に対して、よろしいでしょうか。それでは最後になりましたけれども、県土整備部に対して何かご確認事項、ご質問ございましたでしょうか。比較的進捗率の高い、もしくは完工間近という道路事業でしたけれども、特にございませんでしょうか。はい。それでは事務局、議事進行お願いいたします。

(公共事業運営室長)

はい。それではここで少し長時間の審議になりましたので、少し休憩を取らせていただきます。10分程で4時40分再開という事でお願いしたいと思います。ここで副知事は次の予定が入っております、どうしても退席をさせていただきます。どうもありがとうございました。

(委員長)

どうもご苦労さまでした。

(公共事業運営室長)

それでは審議の方、再開をさせていただきます。再評価につきまして市町村の事業方針をそれぞれ四日市市さん、松阪市さん、桑名市さん、菰野町さん、志摩市さん、御浜町さんの順番で説明をお願いします。よろしくをお願いします。

(四日市市公園河川課長)

四日市市でございます。私、公園河川課長の後藤でございます。よろしくお願いたします。43 ページをお願いいたします。河川事業、101 番。準用河川萱生川。統合準用河川改修事業の継続につきまして再評価実施後、一定期間が経過している事業として第 4 回及び第 6 回委員会における再評価審査の結果、事業継続の妥当性が認められまして事業継続が了承されました。なお、付帯の委員会意見はいただいておりません。今後の対応方針といたしましては厳しい財政状況ではありますが、コスト縮減に努めながら早期完成に向け、事業を継続して参りますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

(松阪市土木課補佐)

続きまして松阪市でございます。昨年度よりいろいろと委員会ではお世話になりありがとうございました。準用河川九手川の改修事業についての事業の継続についてでございますが、当委員会から第 6 回の委員会におきまして事業継続の妥当性が認められ、事業継続が了承されております。誠にありがとうございました。それを踏まえまして私ども今後の対応方針でございますが、長年懸案でありました鉄道橋梁の協議にメドがついた事から、残りの区間 469 メートルにおいて厳しい財源ではありますが、コスト縮減に努めながら早期完成に向けて本事業を継続していく所存でございます。

(松阪市水道課長)

同じく松阪市でございます。水道部の佐野でございます。よろしくお願いたします。石綿セメント管更新事業の継続についてでございます。第 6 回公共事業評価審査委員会におきまして、事業継続の妥当性が認められ事業継続を了承されました。対応方針といたしまして、老朽化したセメント管の破損・漏水事故を未然に防ぎ、また高強度の管に更新する事で地震等の災害時における市民のライフラインを確保する事から、当事業を継続して実施します。課題といたしまして、石綿セメント管更新事業に係るコストのさらなる縮減を目指し、一層の取り組みを行います。解決方針といたしまして、他事業との連携を密にし、工事の同時期施工による周辺住民への対応及び路面復旧費の縮減、浅層埋設による掘削土量・埋戻土量の縮減、再生材使用による材料費の縮減等を、今後もより一層強化・推進し、事業の早期完了に努めていきます。以上です。

(桑名市水道施設課長)

桑名市の水道施設課長の金津でございます。よろしくお願をいたします。桑名市も松阪市さんと同じく、石綿セメント管の更新事業という事でございます。平成 16 年の 11 月 16 日、第 6 回の委員会の審査をしていただきまして、事業の妥当性を認めていただきまして事業継続を了承していただきました。本当にありがとうございました。当市も事業を行う事によって破損あるいは漏水事故、また地震に強い排水管を構築いたしまして、安全かつ安定的な給水を目指しましてライフラインの強化を図っていくという目的のもと、当事業の継続をいたしていきます。よろしくお願をいたします。また、事業の課題といたしましてコスト縮減でございますが、またこれも同じ部でございますガス区の工事と同時施工、あるいは浅層埋設という事でより一層の縮減を図って参りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願をいたします。

(菰野町水道課長)

菰野町、水道課長の位田でございます。座ったまま、失礼をいたします。ページの方は 56 ページでございます。水道事業の 105 番の石綿セメント管の更新事業の継続につきまして、第 6 回の委員会におきまして再評価の結果、事業継続の妥当性が認められた事から事業の継

続を了承されました。その事を受けまして私ども菰野町といたしまして、今後さらなるコスト縮減に努めまして、事業の進捗を図りながら残りにつきまして3ヶ年という事でございますので、これらにつきましてライフラインの確保という観点から当事業の継続を行って参りたいというように考えております。よろしく申し上げます。

(志摩市水道課長)

志摩市でございます。よろしくお願いいたします。広域化促進地域上水道施設整備事業でございます。旧志摩町の方でございます。委員会の意見といたしましては、第6回三重県公共評価審査委員会における再評価審査の結果といたしましては、事業継続を了承するという事で答申をいただきました。どうもありがとうございます。3番の広域化促進地域上水道施設整備事業の背景といたしましては、生活水準の向上あるいは生活の多様化、給水区域内への排水流量及び給水圧の均等化を図るとともに、安定供給を目的に一括自然流下方式する為、水道施設整備の整備拡充を成し、ライフラインである水道用水の安定した需要に対応する為でございます。対応方針といたしましては配水方法をポンプによる加圧方式と、自然流下方式を自然流下方式に一本化しまして、一括配水方法により水圧低下・水量不足等の解消をするとともに、安定供給する為に配水池及び排水管の施設整備をし、施設の一元化ならびに維持管理費のコストダウンを推進していきたいと考えております。計画給水量の課題でございますけれども、計画給水量につきましては今後の社会情勢や人口の形態、あるいは観光客の入込などの使用水量の注視が必要と考えております。解決方針でございますけれども、目標年次を計画年次ではなく、社会情勢の変化に伴い適宜給水量を計画し、施設整備拡充の見直しを図りたいと考えております。今後の課題とその対応といたしまして、施設整備拡充に関連性の高い給水量を年度ごとにデータを解析いたしまして、それらをもとに現実的な計画として予定整備事業内容を検討し、整備拡充により給水区域内への安定供給、ライフラインである水道の安定した需要に対応していく所存でございます。以上でございます。

(志摩市下水道課長)

志摩市の下水道課でございます。磯部都市下水路事業についてでございます。旧磯部町の事業でございますが、16年9月7日の第3回三重県公共事業評価委員会におきまして、再評価審査の結果、事業継続を了承していただきました。誠にありがとうございます。ただし、当初計画時点に比べまして今回の事業費が、事業を取り巻く社会経済状況に一定の変化があったとしても著しく高額となり、さらなるコストの削減及び縮減策を検討し、具体的な額を本年度内に示すものであるというご意見も伺いました。そういった件で3番目でございますが、磯部都市下水路事業の背景でございます。昭和53年から62年に事業が実施されまして、標高が低く海岸に近い地形の為、降雨時に満潮が重なると浸水被害を受けてきた町の中心地域を浸水被害から防除してきたというところであります。この防除策につきまして、再評価対象事業の対応方針につきまして、既存ポンプ施設の更新とポンプ場の増設等を行い、当地域の住民の安全と安心を確保する為、今後も継続していく所存であります。この課題といたしましては先程も述べましたように、今回社会情勢が取り巻くいろいろな点がありますけれども高額となっている点がありますが、さらなるコストの削減及び縮減策を検討する事が重要な課題でありますので、いろいろ検討していきたいと考えております。その事業への対応方針といたしまして、ここに全国的に今までの例をいろいろと見ます。1番目に立型ガスタービン、エンジンポンプ等の高速化等の新技術により、省スペース化を図ってコスト縮減を図るなど2番目3番目4番目とありますが、あらゆる面も検討いたしましてさらなるコスト縮減に尽くしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(御浜町生活環境課長)

はい。御浜町です。64 ページ、お願いいたします。御浜町の公共下水道事業につきまして 110 番でございますけれども、委員会の意見といたしまして第 2 回の委員会におかれまして事業の継続の妥当性が認められるという事で、事業の継続を了承させていただいております。また、一層のコスト縮減に努めるという事で具体的な縮減計画額を示せるよう、答申をいただいております。65 ページになりますけれども今後の課題といたしまして、委員会のご答申を踏まえましてコスト縮減に向けた課題を整理しますと、の管渠施設の面整備でございます。完成している為、コスト縮減対象から除く事になるという事でございます。の流末処理場施設の残る 1 系列の施設がコスト縮減対象となりまして、今後の具体的な縮減額の算出が課題となっております。今後の課題の対応方針といたしまして、終末処理場の増設時期であります平成 22 年以降であります、その時点で詳細設計を行う中で機械と電気設備の最新技術によります低コスト、省エネルギー機器の導入、そして土木構造物での再生材などの使用の具体的なコスト縮減計画を策定しまして、当初の予定額と比較する事でコスト縮減額の成果を示していきたいと考えております。以上で終わります。ありがとうございました。

(松阪市(旧嬉野町水道課長))

誠に申し訳ございません。48 ページをお願いいたします。水道事業 106 番でございます。広域化促進地域上水道施設整備事業、旧嬉野地区でございます。平成 16 年の 12 月 16 日に開催されました第 7 回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価の審査の結果、事業の継続の妥当性が認められた事から、事業の継続を承諾すると意見をいただきました。誠にありがとうございました。今後の課題といたしまして当嬉野町は平成 17 年 1 月 1 日より旧松阪市または三雲町と合併し、新松阪市となりました。合併により社会情勢などの変化に起こりえると考えられます。今後は松阪市として事業のあり方を考え、関係者との密な連携をとり、合理的かつ効果的な事業となるよう取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

(松阪市(旧三雲町水道課長))

旧三雲町、現在松阪市でございますが、よろしくお願いを申し上げます。50 ページをご覧くださいと思います。平成 16 年 11 月 16 日に開催されました第 6 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められた事から事業継続を了承する。今後、計画給水量の設定にあたり社会情勢等の変化に応じて適宜現実的な給水量を設定した計画の見直されるよう求める」とのご意見をいただきました。まず、再評価対象事業の対応方針といたしましては将来的に見込まれる水量増加に伴いまして、水道施設の整備事業を行っておりますが、広域化整備事業がもたらす効果と独自の水を確保する為に必要な費用について分析しますと、広域化整備事業は建設費や維持管理費の効率化に寄与していると判断出来まして、当事業を継続して実施していきたいと考えております。また、当事業の実施にあたりましては再生材の使用や配水管の浅層埋設等、一層のコスト縮減に努める所存でございます。広域化促進地域上水道施設整備事業の課題といたしまして、人口増加の状況にもかかわらず、当初予測水量までには伸び悩む傾向にありまして、社会情勢の変化に応じた内容になっているか、常に検証する必要があります。事業への対応方針といたしまして、課題の解決方針です。給水量の伸び悩みや配水管整備による漏水量の減少、節水機器の導入促進、節水意識の効用等が考えられます。この事を踏まえまして今後、社会情勢等の変化に応じて適宜現実的な給水量を設定した計画に見直しを図って参ります。今後の課題とその対応といたしまして、平成 17 年 1 月 1 日合併によりまして松阪市になりましたが、合併によりさらなる情勢の変化が起こり得ると考えられます。今後は松阪市として事業のあり方を考え、関係者と連携を密にし、合理的かつ効率的な事業となるよう取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

(公共事業運営質長)

以上で市町村関係の説明を終わります。今の説明で何かご質問等、委員長いかがでしょうか。

(委員長)

四日市市、松阪市、桑名市、菟野町、志摩市、御浜町それぞれ水に関わる事業のご説明を頂戴いたしました。確認事項、質問を頂戴いたします。どなたからでも、どこの市町からでも頂戴いたしますが、よろしく。どうぞ。

(委員)

一番最後にご説明いただきました旧嬉野、旧三雲町の水道事業ですが、合併により社会情勢の変化が云々と書いてあります。合併協議とか建設計画の中でこの辺りの議論は盛り込まれなかったのでしょうか。その結果、事業継続のメドがつかないという意味なののでしょうか。多分この案件を審査した時には合併されても当初の予定通りに進むであろうというご説明を受けて判断したと思うのです。状況により事業のメドがつかないというようになりますと、例えば資料 41 ページの再評価理由が、
、
、
、
というものがあありますが、さらに のような扱いでもう一回、議論していかないといけないのではないかという気もするのです。後段の話は別にしまして、事業継続が全く予定が立たないという状況にあるのか、近々にその辺りが詰められるという状況にあるのか、その辺りを教えてください。

(松阪市(旧三雲町水道課長))

旧三雲町でございます。合併にあたりまして松阪市をはじめ旧三雲町、旧嬉野町の国への事業計画、つまり創設認可でございますがその申請の事業内容によりますと、一般に言う変更認可ではございません。各給水エリアを足しこんだ合併の創設認可を受けているところでございます。当然、松阪市あるいは旧嬉野町、旧三雲町といろいろな水源を持っておりますが、既に認可をいただいております。その辺りを総合的にいろいろな角度から今後基本計画的なものを見直していかなければならない時期と言いますか、そのようなものがやって参るであろうという事で、それに向けまして当然これから全体計画の中でいろいろな広域事業も含めまして検討を重ねて参らなければならないというように思っております。その中で今、現在旧三雲町の給水エリアの中では、当然広域事業をこれからも継続していかなければいろいろな加入者さんへ、あるいは給水者である住民さんへの安定供給がなかなか図れない部分も出てくるのではないだろうかという事で、当然旧三雲町の給水エリアについてはこの事業が継続していかなければ安定供給に繋がっていかないだろうというように、今現在は考えているわけですが、全体として松阪市として見直すという事は当然これから計画をつくっていく中においても必要であるのではないかと思います。少しなかなかまとまったお話とは違って申し訳ございませんが、この事業については当然三雲エリアとしては継続が必要ではないかというように思っております。

(松阪市(旧嬉野町水道課長))

私は嬉野ですけれども、嬉野もこの広域化促進事業という事で、特に未普及地域への、矢下地区への事業を継続していただき、18年度に完了するという計画性を持ってやっているわけなのです。旧嬉野町そして旧三雲町の中身の今、三雲の課長がおっしゃられましたように事業としての18年度の私どもは、継続はそのまま行うわけです。それ以降についての社会情勢などという形で私は考えていたわけですが、一応18年度の事業までは、きちんと今までのこの状態で認めていただいた形で継続したいという考えを持っておりました。

(委員)

資料を仔細に記憶していないのですが、前回説明していただいた整備の工程が 18 年度は予定通り進んでも、19 年度以降はずれる可能性があるかと理解して良いわけですか。

(松阪市水道課長)

松阪市ですけれども、旧三雲町それから旧嬉野町と 1 月 1 日で合併をいたしました。この 2 町の広域化促進地域施設整備事業というのは、計画通り進めていく予定にしておりますので、継続についてはこのまま継続でいきたいと思っております。以上です。

(委員)

そうすると旧嬉野、旧三雲町の今後の課題とその対応という箇所は少し慎重に書いてありますけれども少し補足していただいて、昨年行った審査会で説明した事業計画のように進める予定であるというように書いていただいた方が、よろしいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。もしそうでなければ事業の工程が審査会時の説明とずれるようであれば、再評価した時の枠組みが随分変わったという事になるような気がします。

(松阪市水道課長)

はい。そのように少し文章を変えて一応私どもは三雲町さん、それから嬉野町さんについてはそのまま継続で行っていく予定でございます。

(委員長)

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

ずっと辛口の意見が多い中で、少し違う意見も言った方が良いのではないかと思いました。私の場合は 62 ページの所です。磯部都市下水の事業についてですが、ここで非常にコスト縮減の結構具体的な方針というのが挙げられていると思ひまして、私は少し感心をいたしました。このような割と、今までコスト縮減についての戦術というのが割りと良くあるパターンを列記する事が多かったのも、これは具体的な計画が書かれていると思ひて感心をしたのです。このような事を議論する場と言いますか、実際にこの担当の方はどのようになされたのか、その辺りの秘訣と言いますか、そのようなものを少し聞かせていただきたいと思います。

(志摩市下水道課長)

ありがとうございます。私どもの方でこの課題につきまして検討したのですけれども、担当の方でいろいろと調べていただきました。そういった件でまずいろいろな情報を集める中で、例といたしまして三重県の方でいろいろ計画しております、平成 13 年 10 月に計画していただいたのですけれども公共工事コスト縮減対策に関する第 2 次行動計画というものがあるのです。その中で全国的な縮減、削減の例がありまして、それらをもとにここへ挙げさせていただいたという事で、そのような事を勉強しながら出来るだけ基本設計、詳細設計の中で検討していきたいと思ひます。またさらにそれ以外にももっとそのような事務を進めていく中でいろいろな情報を得ながら、出来るだけこのような経済情勢ですので、削減の方向へ進めていきたいというように思っております。よろしくお願ひいたします。

(委員)

質問の方で、第 3 次行動計画の中で今度工事コストの低減で挙げてきている課題というものにちょうどマッチしていると思ひまして、他の他種業の所でも同じようにこのような戦術

の練り直しというのがきつと出来ると思うのです。だから他の部分でも、他市さんでも他の所でもどんどんこのような事をやっていただきたいというように思いました。

(委員長)

関連して私も立派だと思ったのです。ただ、1つ少し気になるのは例えば なのですけれども、当然されると思うのですが、これはやはり価格の比較をされてどちらが良いかという事ですよね。案外ガスタービンが高いですし、もっと高いのは備品の交換それから技術でメンテに来る時です。これは結構お金を取るのです。その辺りはどちらが良いのかという事をご注意されればとても良いと思います。他にいかがですか。どうぞ。

(委員)

御浜町の公共事業下水道の所で、課題への対応方針の所に具体的なコスト縮減計画を策定し、成果を示す事としますというような言い方があります。少し私も内容を記憶していないのですが、最終的に対応方針として出された具体的なコスト縮減計画を策定して当初の予定額と比較する事で、コスト縮減額の成果を示す事としますというお約束をいただいているのは、具体的にどのような場でどなたがいつ頃示していただけるというように読んだらよろしいのでしょうか。

(御浜町生活環境課長)

御浜町です。一応平成 22 年以降という事で、約最終年度までに 10 年位に完成する予定になっております。ですからまた再評価を受けるような形になると思います。そしてこの金額につきましては 3 億 3,000 万という形で金額は出しておりますので、その金額と対比するような形になると思います。今も委員の方から言われましたように、磯部町さんのような形できちんと詳細設計としてのような形で金額をはじけば良かったのですが、基本計画しか立ててないものですから、私もこのような金額を今聞きましてはじいたら良かったという気はしております。一応将来また 10 年程完成がなるという事で、10 年後という事でまたこのような評価を受ける事になると思います。その時点での成果を示すという事になるかと思えます。以上です。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

10 年が経過して現在、事業の進捗率が 93% ですよ。あと 10 年以上かかるだろうと、あとの 7% をするのに 10 年以上かかるだろうという話ですか。

(御浜町生活環境課長)

はい。一応面整備が終わっておりまして処理場 3 系列、水処理の 3 系列がありまして、今現在は 2 系列で出来ております。そして汚水の入ってくる容量を超えた時点で接続がずっとなされてきて、水が増えた時点で最終の 1 系列をつくるという事ですので、それが具体的な評価の対象になってくるというような形になるかと思えます。

(委員)

そうするとあと 10 年経ってもう一回再評価出される時に、具体的なコスト縮減計画を出しますというお約束ですか。

(御浜町生活環境課長)

はい。そのような事になろうかと思います。

(公共事業運営室長)

事務局ですが、よろしいですか。今回1回の再評価を受けておりますので、次回の再評価は標準でいけばまずは5年後となります。その時点でもうこの次の系列に着手、直前の段階になっていけば出るだろうし、まだそこまでいっていない可能性もあるのかもしれませんが。ただその時にはやはりある程度事業時期が近づいているので、ある程度具体的な縮減策を示していただかないといけないというように、事務局としてはそのように判断します。

(御浜町生活環境課長)

水の入ってくる状況に寄って早くなれば、今言われたようにこれは6年後になっていますけれども、5年などと早くなる場合も出てくると思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。私の方から1つ、広域化についてです。旧の嬉野、旧の三雲、例えば旧の嬉野ですと、49ページの6-1ですか。例えば6-1の2行目、適宜現実的な給水量を設定した計画に見直しを図り、という文章があります。それから旧の三雲ですけれども、51ページです。これも6-1ですか、2行目の後ろの方です。今後、社会情勢等の変化に応じて適宜現実的な給水量を設定したというものです。それから志摩市ですか。59ページの5ですか。計画給水量については云々なのですけれども、すみません。私は資料を持って来なくて読んでいないので申し訳ございませんが、今回の計画の次の計画の事をおっしゃっているのか。今、この審査にかかったこの計画の中で見直すという事の考えなのか。この文章の読み方なのですけれども、志摩市だけがまだ発言がなかったので志摩市で代表してお願い出来ますでしょうか。

(志摩市水道工務課長)

志摩市の5の計画給水量について、今後の社会情勢あるいは人口形態云々とあるわけでございますけれども、特に志摩市の場合は観光客の入込客数によりましてかなり水量というものが変わってきます。ましてや平成6年の志摩スペイン村オープン当時、あるいはその平成6年にまつり博が伊勢で行われたわけにありますけれども、その時に志摩郡の管内へ入ってきた入込客数が約500万人位いたという事です。それと現在平成15年度につきましては515万位に落ち込んだという事もございますので、かなりの変動があるかというような事がございます。そのような事からやはりその年の使用水量を注視していく必要があるかと思えます。また今年度の場合につきましては愛地球博などの事もございますので、今年についての観光客の入込客数は昨年よりも増えるものと考えております。

(委員長)

それは施設対応を考えるという事なのでしょうか。それとも今年は給水量が多いかも少ないかもという、ただそのような面だけなのでしょうか。

(志摩市水道工務課長)

県水との契約水量というものには余裕があると言うとおかしいのですけれども、その辺りで施設の改良というものは現在、考えてはおりません。

(委員長)

ゆとりで泳いでいくという事ですか。ありがとうございます。良くわかりました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。志摩市の事業につきましてです。それではご説明大

変ありがとうございました。それでは事務局、議事進行よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

わかりました。それでは次に事後評価の実施事業の事業方針につきまして、まず事務局から共通部分の方を説明させていただきまして、その後県土整備部の各事業担当の方から個別の説明をさせていただきます。

(委員長)

はい、ご苦労様でした。

(事務局)

事業方針書の67ページをご覧くださいませでしょうか。よろしいでしょうか。平成16年度の県事業の事後評価結果でございます。客観的に評価を行う観点から委員会の調査、審議を経たうえで、委員会のご意見を最大限尊重しながら県の事業方針の決定をさせていただいております。事後評価の理由は事業完了後、概ね5年が経過した事業で対象としております。この表に示した通り海岸事業、公営住宅整備事業の2件でございます。事後評価結果を踏まえた今後の取り組みでございますが、新たな時代のニーズを捉えつつ、公共事業を計画し、実施していく事が重要だと考え、15年度から公共事業事後評価を実施し、その評価から得られた課題への対応策を検討するとともに、それを今後実施する事業等へ反映させていただく事としております。本年度はこの2件とも妥当とのご答申をいただきました。また、合わせて貴重なご意見も賜りました。その課題を検討し、具体的な取り組みといたしまして次のページ以降に整理しております。今後はこの取り組みを進めるとともに、さらに的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、県の公共事業が一層効率的、効果的となるよう取り組んで参ります。

次に委員会から事後評価結果を今後の計画に反映されるシステムの構築につきましてご意見を頂戴しておりますので、県の考えを説明させていただきます。事業方針書の69ページをご覧ください。事後評価結果を今後の計画に反映されるシステムの構築についてでございます。委員会の意見が昨年12月16日に開催されました第7回の委員会におきまして「事後評価の結果を踏まえて、課題とその解決策ならびに結果から将来予想される課題を推測し、対応方針を記載し、今後計画される事業へ迅速に反映されるようなシステムを早期に構築されたい」というご意見を賜りました。今後の対応といたしまして、方針についてでございます。昨年から審査時には直面する課題と解決策を記載する事としておりますが、今後事後評価を行う際には将来予想される課題を推測し、対応方針も評価書に記載する事としております。今後の計画に反映されるシステムの構築についてでございますが、14年度末に委員会でご審査いただきました事業についての概要、また委員会からいただいた意見、県の対応方針等について整理いたしました。再評価審査の手引きという冊子に取りまとめております。また、昨年度には職員向けに庁内の電子キャビネットというものに冊子の概要を掲載いたしました。全職員が個人のパソコンから概要の閲覧が出来るようになっております。しかし現在の冊子では検索する機能がございませんので、すぐに取り出す事が難しい状況でございます。今後蓄積いたしました資料のデータベース化を進めまして、検索機能の充実を図るよう考えております。以下にシステムのイメージを図に示しております。各年度の再評価、事後評価の結果はデータベースに蓄積したものをいつでも容易に取り出せるよう、検索機能の充実を図ろうというものでございます。事務局からは以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、引き続き個別の説明も合わせてやらせていただいでよろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

(県土整備部港湾海岸室長)

71 ページ 72 ページの海岸事業、宇治山田港海岸でございます。委員会から「自然環境に対する影響は学識経験者などを活用するなどし、十分配慮されたい。」「計画段階から住民参画を求め、維持管理など住民やボランティア団体などと協働される仕組みを構築されたい。」もう1点「アンケートを行う際には事業にかなったコスト、かかったコストを含めて県民の立場に立った意見聴取を実施されたい」とのご意見をいただきました。今後の海岸事業において海岸域は生態系を育む空間である事を再認識するとともに、学識経験者などの意見を参考に、自然環境に一層配慮して参りたいと考えております。また、海岸利用に配慮した整備では計画段階から関係機関や住民などと十分意見調整を行い、整備後の維持管理を含めた事業計画を策定して参りたいと考えております。

(県土整備部住宅室長)

続きまして住宅室でございます。73、74 ページをご覧ください。5 年前に建替えました公営住宅整備事業、県営住宅ミレニ北口でございます。委員会より今後の事業に対しまして3 点のご意見をいただいております。まず、「民間のモデルになるような障害者や高齢者などの配慮した仕様を検討されたい。」2 点目といたしまして「公営住宅の統合を図るなど、コスト縮減に努められたい。」3 番目といたしまして「アンケートの回収率を上げる為の対策を検討されたい」とのご意見を頂戴いたしました。私どもの課題の認識といたしまして 74 ページの当初にありますように、高齢社会に対応する為、障害者や高齢者に配慮した住宅の供給を推進する必要がある。特に障害者用という事で車椅子対応、住戸は民間賃貸住宅事情ではほとんど供給されていない事から公営住宅の供給が必要である。さらに厳しい財政状況の中、コスト縮減を努める必要があるというように認識を持っております。今後の対応方針といたしまして、公営住宅整備事業におきましては、従来より車椅子対応の障害者用住宅や高齢者に配慮した住宅の供給を推進して参りましたが、今後も高齢者仕様等に関する整備方針を定めまして、より良好な住宅の供給に努めて参りたいと思っております。また、コスト縮減につきましては建設のコストの縮減のみならず、維持管理コストを含めたトータルコストの縮減に努めて参りたいと考えております。県では三重県公営住宅ストック総合活用計画にもとづきまして、既設県営住宅の改善を中心に整備していく事としておりまして、ストックの有効利用を図り、時代の要請に応じた住宅ストックを形成して参りたいと思っております。最後に両事業でいただきましたアンケート手法についてのご意見につきましては、今後もの確に県民のご意見をいただきますよう、一層努めて参りたいと考えております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。事業評価の共通の項を含めまして、ご報告が2 件ございました。確認事項、ご質問頂戴いたします。3 件どこからでも頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

ただいまの県営住宅の件です。先程からずっと皆様の意見を聞いていたのですけれども、この見えない部分の検討というのが少し少なかったような気がするのです。今の維持管理コスト等を含めたトータルコストの縮減に努めて参りますという答えがありましたけれども、全体的にメンテナンスの費用という部分で過度の負荷にならないような、そういった事にもっと流用するべきではないのかという部分が少し弱かったような気がしますので、各公共事

業に関して事業後の維持管理、メンテナンスの部分をもう少し表明していただければありがたいと全体を通じて思いました。その中で県営住宅の維持管理コスト等を含めたトータルコストの縮減に努めて参りますという部分に関しては非常に良かったと思います。

(委員長)

はい。他にいかがでしょう。事後評価です。どうぞ。

(委員)

私も公営住宅についてです。委員会の時にも申し上げましたけれども、県は今、新築を基本的にはされないと、後は改修だけですよというような形で県営住宅を扱っていかうというように方針を立てられたというように聞いております。課題の所で高齢社会に対応する為に、障害者用等を公営住宅での供給が必要であるという認識を持っていらっしゃるという、今のお話でした。これは新築をしないのであれば、例えば改修のタイミングだとか、そのような時にしようと思っていいらっしゃるのかと思ってお話をお聞きしていたのです。手すりの設置であるとか、出来る所からのエレベーターの設置であるとか、もっと言いますと何 10 戸の内の 1 戸なり 2 戸を車椅子対応に大幅改修するなどというような事での計画はお聞きしたのですけれども、具体的にかなり積極的にそれをこれからの改修計画に折り込んでいかうと思ってみえるのか。それとも大変失礼な話ですけども、基本的にはこのように思っていますけれども、なかなか難しいのですというように認識していらっしゃるのか。その辺りを少しお聞きしたいと思います。

(県土整備部住宅室長)

委員会でも一部ご説明させていただきましたけれども、県営住宅については新築というものはもう今後やらないという方針を定めています。ただ、維持修繕をするだけではなくて当然その耐用年数に応じて必要コストについては建て替という事で、今回のミレニ北口のような例がいくつか出てくると思います。その中で高齢者対応につきましては当然、国のメニューもごさいます。整備計画を立てて順次やっていくわけですが、特に高層と言いますか、中高層の 4 階建て等につきましては、先程委員が言われましたけれども、エレベーターというのはなかなか技術的にもコスト面でも難しい点がありますので、1・2 階を高齢者の仕様に今、変えるという努力を現在やっております。これは計画的に、年度ごとに例えば伊賀地域とか北勢地域とか、実は来年は松阪地域をやるのですけれども、そのように全て年次で出来ませんので計画を区切って、あるいは区域を区切って随時高齢者仕様、あるいは車椅子対応の仕様という事で計画を立ててやっているという事です。単発的にやっているのではなくて随時改善していくという事で今、取り組ませていただいております。

(委員)

おそらくその中に、片廊下式のタイプの集合住宅の場合に手すりを設置するというような計画が出てくるのではないかとというように想像するのです。基準法で手すりの高さが 1,100 以上というようになっていますので、大抵のマンションや集合住宅は片廊下式の場合は手すりが 1,100 の所に大体コンクリートの立ち上がりでつくってありまして、高齢者対応という形になると高過ぎるのです。少し高過ぎるので 800 位の所に手すりを付ける例というのがマンションなどの場合には随分今、出てきているようなのです。片廊下の場合ですと、ドア側に長廊下の方向に手すりが付けられないものですから、どうしても反対側の 1,100 の立ち上がりの所に 700 か 800 の高さにもう一本パイプ状の手すりを付けると、高齢者対応で付けるというようなケースが結構多いというように聞いております。今、少し問題になっていると言いますか、話題になっているのが逆にその手すりがあるが為に、子供さんが登って転落事故に繋がるというケースが危険性としては少し指摘され始めているのです。やはり手すりと

いうのは難しいとつくづく思うのですけれども、その辺りの安全対策といかにバリアフリーにしていくかという事の整合性をとっていきながら、特に改修というのは難しいので十分注意してやっていただけるとありがたいと思います。

(県土整備部住宅室長)

その点につきましては当然公営住宅、県営住宅だけの問題ではなくて、民間賃貸住宅にも関わった県全体の整備指針のような、いわゆるユニバーサルの基準にも関わってきますので、全庁的にまた協議をしていきたいと思っております。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

私は 69 ページの事後評価結果を今後いかに生かされるシステムを構築するのかという事で1つ伺いたいのですが、ここで書かれているシステム構築というのは単なるデータベースをつくったという事でしか書いてないのです。データベースをつくるのは何故つくるのかという事を考えてみると、やはりより効果的な、先程出た優先順番がどうであるとか、あるいは重要度はどのように位置付けるのかとか、各省庁内での合意形成をどのようにするのかとか、本当にこれは大変な各省庁間の横断的にまたがるようなシステムの構築というものが、私達の頭の中にはあって申し上げたものであります。このようなデータベースをつくるのはいくらでも昔のデータを全部引き出してそれぞれの事業内容や委員会の意見、そういったようなものやっけていくのは時間をかければいくらでもデータベースが出来るわけです。しかもこれは検索機能がまだ電子的なものは出来るけれども、手引きでやっていたものはまだだという事はやはり遅れているという感じもいたします。これは改善される事だろうという形でとっておいても、これをいかに有効に使うのかという本当のシステムづくりというものはここに1つも書いてないのですけれども、それはどのように考えたら良いのか、県はどのように各省庁間の横断的な取り組みが可能なシステムをどのように考え、どのような形で実現しようとしていくのか。あるいはそれはまだ早い段階で、例えば10年後20年後でなければだめなのだと思っているのか。私の頭の中で考えているシステムというものは単なるデータベースだけではなかったように思うのですけれども、その見解を聞かせていただきたいと思えます。

(公共事業運営室長)

各省庁間というのが少し理解出来ない部分があるのですが。

(委員)

例えば先程も委員からお話がありましたように、農道を農水産がやるのか、例えば県土整備部とタイアップしてやっけていくのか。いろいろな形でより効果的に、勿論お金の出所であるとか位置付けによってかなり難しい所があるかとは思いますが、より効果的な事業が可能になるような横断的なシステム、それから何と言いますか、波及効果までを考えると、どうしてもこれからの公共事業のあり方としては似たり寄ったりするものを各省庁が別々のやり方でやるのではなく、やはりどこかで横断的な取り組みが必要なのではないかというのが先程からのずっと流れではないかと思えます。それに関するこのシステム構築に関してはその部分が書かれていないのではないかと、その辺りに関する見解なのです。

(公共事業運営室長)

少し今の、例えば実際に出来上がると同じような効果を発揮するような事業がそれぞれ各

省庁で、先程言われたような農道と通常の道路事業というものがあります。そういった所を国の方も今回認識もしておりまして、今回の三位一体の改革の中で新しい施策として国の方でも農道、それから通常の県道とか市町村道、それから林道といったようなものの事業の予算を一括化してやっていこうというものがあります。別々に最初は予算を付けるのですが、その中でお互いに融通の効くような交付金事業を新しく創設されました。それは地域が計画を立てて、農道と例えば市町村道とで一体で効果を発揮するような計画を立てるとか、その中で事業がどちらへも動けるような、あともう1つが下水道事業ですか。今、公共下水道それから農水省の集落排水事業というものがあります。それからもう1つが環境庁の合併浄化槽、汚水処理に対してその3つの手法がございますが、それが地域によって1つの計画を立てればそれぞれが融通して動けるような考え方も今、出てきております。こういった事でこれまでも、地方からは中央に対してもっと使いやすいようにしてほしいという話はしてありましたけれども、それがある程度反映されてきたのではないかという感じはしております。そういったものも、これからの県としても積極的に活用をしていきたいというように考えております。

(委員)

それは良くわかりました。ここの69ページに下のシステム構築についてという大きなタイトルの下に書いてあるのはデータベース検索機能の充実という事ですが、それがシステムだと言ったらこれはおかしいでしょう。これは当たり前であって、言わなくても当然やるべきの事であって私達が考えている、特に私が考えているシステムの構築というものはこのようなものではないでしょうと。どのように考えているのか、例えば大まかな展開図でも結構です。どのようにこれからそのノウハウや、あるいは辛く言われたり、あるいは褒められたり、いろいろな事を私達は数年をかけてやっていたと、そのような部分を生かした形でどのようなコラボレーションなり、どのような取り組みが可能なのかという事をせめて考えていますとか、取り組む姿勢を持っているのですとか、そのような事を何も書いていないではないですか。これは少しおかしいと思うので申し上げた訳なのです。

(公共事業総合政策分野総括室長)

すみません。私がしっかりこれを監修すると良かったのですが、今、公共事業の総合データベースという事業を現在、来年の予算の中で立ち上げる予定をしております。私どもの山田がやっているプロセスマネジメントとか、私どもの企画でやっているアセットマネジメントとか、全体的な先程少し言いました電子入札とか電子納品、全てのシステムを総合的に取り扱おうというような、その絵を持って来ると良かったのですが、それで私自身もうまくシステム全体の説明が出来ないのですが、そのような全体的な公共事業を取り扱うデータベースは勿論の事、検索機能からGIS的な、日常的なものを取り組んだような事業というものを今、計画しております。中身については私よりは山田の方がうまく説明が出来るかと思いません。

(事務局)

先生の言われた事はものすごく肝に銘じております。ここに書かせていただいたデータベースの構築、これは単なる我々のノウハウの蓄積に過ぎないと思っております。先生が省庁と言われましたけれども今、評価をやっている国の省庁は総務庁ですね。予算を付けているのは財務省です。人事をやっているのは人事院がやっております。これは経団連が1月の末位に発表しましたけれども、評価を国がやっている。政策評価をやっている。事前評価、事中評価、事後評価をやっている。それがどのように組織に反映されていくのですか。組織に反映されていくのですか。まずその仕組みをしなければならないのではないかという提言を経団連が国に対して行っております。我々はその事に対して十分前々から認識というものを

持っております。三重県で今、野呂知事がしあわせプランというものを出しました。あそこの評価の体系、すみません。政策、施策、事務事業、このロジックがあります。それから評価に対しては評価のロジックがそれぞれにあります。予算に対しては款・項・目・節、ロジックがあります。てんでバラバラです。簡単に言いますと、道路事業で言いましてもある所では、予算では道路特殊改良一種事業というものになりますし、ある所では単なる道路事業と呼んだりとか、高速道路整備事業とか、まず名前さえ統一されていないわけです。国の経団連もまず第一歩として名称を統一させたらどうかという事をやっております。私どもがここでまず書かせていただいたのは、はじめの第一歩だと思ってください。我々はまずノウハウの蓄積がありません。事前評価、事中評価、事後評価とありますが、まず評価というものに対してのこの取り組みを始めたのはごく最近だと思っていただければと思います。まずこれをやる事はおそらく全国的にも稀有な取り組みと言いますが、一番最初の取り組みではないかと思っています。私達が基本的に考えているのは事前評価でやったものが事後の段階でどのようになっているかという事が検証出来るもの、そして途中でどのように検証出来るのか。そして途中で先生方からご意見をいただいたものが事後で結局どうなったのか。事前の最初にやりましょうと言った時に、例えば一番わかりやすいのは何台通りますよという事をやった時に、事中ではどうなりましたか。事後でどうなったかという検証出来るもの、そのデータを全部蓄積してまた次の事業の時に反映させていくという、まずその第一歩に取り組んでいるという事をご理解いただければと思うのです。まずこれだけでご勘弁いただきたいというのが、今のところの私どもの限界です。

(委員)

良くわかりました。ただ、私から見ますと、これはPDCAのサイクルにもなっていない情けないものだと思うからなのです。言っておきますけれども、データベースというものはこれだけシステムだという形でバンと書いてあるのは恥ずかしい限りです。これはもう基本中の基本として考えるべきで、ただそれは国レベルにおいても、あるいは他の自治体のレベルにおいてもかなり遅れています。それでもまだ三重県が結構進んでいるのだという事であれば、なおどっちみちどちらもやっていないのであれば、この際三重県が先進的にこのようなシステムを考えていますとか、ただ非常に穴だらけだし、まだフワッとしているものが多くあって、そこをきちんと位置付けをするのがこれからの課題だといったような趣旨で書いておいていただければ、ああなるほどと思われるのですけれども、これは本当に正直に言いまして、大学にもどうしようもない所がたくさんあるけれども、データベースでこのような評価システム云々という位では抜けています。それを私から見ていると、三重県は非常に先進的に取り組むという希望があるから、なおそのように厳しい事を言っていると思うのですけれども、これはこのままで終わっていくのか。あるいは何だかわからないけれども、せめて検索機能充実、これは何ですか。これは当然です。データベースは検索がないデータベースというのは0点ですよ。だからこのようなものは、せめてデータベースシステムとか何かでも良いですからこのようなやり方と、せめてPDCAのサイクルに合ったような形で何でも良いので、これは私どもの卒論よりもだめですよ。是非考えていただきたいと思います。

(公共事業運営室長)

わかりました。今、構築中の公共事業のプロセスマネジメントシステムというのをつくっているのですけれども、これは公共事業を企画・構想段階から事業実施それから後のメンテナンスまで含めて、ずっとその流れをきちんと整理して、それにしたがってやっていこうと考えております。その中で構想・企画段階あるいは当初の実施計画段階において、今の再評価、事後評価で蓄積されたものをきちんとそこでチェックすると言いますか、反映するという所もプロセスマネジメントの中できちんと位置付けをつくっていきたいというように今、考えております。

(委員)

是非よろしく願いいたします。

(委員長)

他にご意見、どうぞ。

(委員)

公営住宅の方に戻らせていただきます。すみませんが、お話をお願いします。先程委員の話があったように私も少し気になっていたのですが、新しく新設というのではないという事ですが、改修をされていくという事でそのような方向があるというのはとても嬉しく、少し心待ちに南勢地区の方にもいつか来るのかというように思っています。そういった改修をされる際に、是非取り入れていただきたいと思うのがバリアフリーのお部屋をつくる時に、やはり公的な大きな建物というのは本当にどなたが来るのかわからないので、万便なくユニバーサルにつくられるというパターンが多いのです。このお部屋に限っては、ユニバーサルは勿論なのですけれども、もう本当に一日の大半をそこで過ごされる、何年もそこで過ごすという事になってくると思いますので、特に重点的にそういった手すりの位置ですとかどういった所に、お風呂の形態ですとかにも、浴槽の形態とかにも多少やはり変えていかなければいけない部分などがあったりします。ですから是非そういった時に改修されるのであれば、当事者の声などを聞いていただいたりとか、住むであろう人の意見を聞いてみたりとかして、よりお部屋の充実、バリアフリーユニバーサルの充実を図っていただければと思います。規定で決まっているからこの手すりはこの高さで、お風呂はこれだというようにしてしまうのではなく、やはり住むであろう人や、住むであろうそのような障害を持っている人達の声聞きながらつくっていただければと思います。あとアンケートなのですけれども、アンケートの回収率を上げる為に回収用のポストの設置などという事で、おそらく高齢の方もいらっしゃったので、ポストに入れに行くというのが億劫だった方も確かにいるのかもしれませんが、どうしてアンケートの回収率が悪かったのかという事を分析すると、出しにくい面もあったのではないのかという事も、この間のお話であったように思います。アンケートの内容についてというのも少し考えていただいて、例えば書きやすいと言いますが、スラスラと答えられていく、つまらない、つまらないというのはストップしないようなアンケートであったりとかすれば、すんなりと皆様も答えていただいて出していただけたらとか、そのような内容の工夫とかも、また今後考えていただければと思います。

(県土整備部住宅室長)

まず、県営住宅のバリアフリーの改修の件ですけれども、これは少し難しい問題があると思います。即ち公営住宅というのはその方の永住の施設ではありませんので、それぞれご意向を伺って、この方はAタイプでこの方はCタイプと言いますが、その人にぴったり合う修繕と言いますが、改修の仕方は少し困難かと思えます。公営住宅の持っている意義から言ってもそう思います。ですからある程度一律な改修をしつつ、一方では先程おっしゃられたような特殊な対応の必要な方については配慮する必要があると思いますが、全ての方に百点をお返しするというのは公営住宅の趣旨から少し逸脱していますので、出来る限りの範囲という事での対応にならざるを得ないのかというように感じています。それからアンケートのポストですけれども、これは別に郵便ポストに入れてくださいという意味ではなくて、ここに書かせていただいたのは例えば住宅の近くの、例えば先程委員が言われた片廊下のランダにポストのような簡単なものを置いて、そこへ投函していただければ少し回収率が上がるのかという工夫をすればどうかという事も検討したいという事です。そして一番問題なのは最後に言われました内容で、あまり細かく求めると本当はいろいろな事を聞きたいのです

けれども嫌がられますので、簡単な事で趣旨がわかるような内容に今後も工夫をしていきたいというように思っております。

(委員)

ありがとうございました。バリアフリーのお部屋をつくる時に、その人用のものという事でわざわざつくらなくても良いのですけれども、例えば本当にそうですね。規定で決まっているかもしれませんが、ちょっとした工夫でもっとたくさんの方が入れると言いますが、何と言ったら良いでしょうか。バリアフリーの条例で決まっている手すりであるとか、いろいろな・・・(テープ交換)・・・綿密な、いろいろなこうしておけば良かったというような、私も実際にそのようなバリアフリーの部屋や家をつくったのですけれども、その時にこうしておけば良かったと思う所がいくつもあります。そういったような後々きっと多分改修というのは絶対に無理だと思いますので、そうならないようによりたくさんの人に対応出来るような、基準で決められないような部分でのものが見られるような形での当事者の意見というのを是非聞いていただければと思います。すみません。

(県土整備部住宅室長)

参考にしたいと思います。例えばスロープに付いている手すりでも、当初は1本だったわけですね。1本であって健康な方が添えるような高さに規定があったわけですが、その後2段になりまして、腰の曲がったご老人の方も使いやすいような高さに併用したという事ですので、そのような工夫が今後ともいろいろな所で考えられると思います。努力したいと思います。

(委員)

そうですね。是非そのような視点の方に聞いていただいたりですとか、実際そういったバリアフリーの家をつくった人の意見などを聞いていくと、良かった点悪かった点というのが取り入れられていくのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

同じく住宅に関してですが、実は県は新規供給をしないという方針を定められた、県の住宅政策の委員会に委員と参加していました。その中で公営住宅層というのは割りと特殊な階層なので、それが集中的に集積するというのはいろいろ問題があると議論をしたと思います。ここの課題対応方針の2段目に、県営住宅の統廃合とあります。統廃合してどちらかに集約するという意味も多分含まれていると思うのです。そうした時には、例えば一戸建て団地の中に県営住宅が割りと集積しているような所だと、住民感情にあつれきが起こるというような事例報告もあったのです。その時の議論としては、地域に馴染むような形で小規模分散というような対応も考えなければいけないのではないかと議論をしたはずなのです。したがって統廃合も、管理の面からはある程度やらなければいけないと思うのですけれども、どの位の規模が妥当かという事が検討出来るような事後評価を今後続けていただくとよろしいのではないかと思います。

それからもう1つですが、県は直接供給しない。具体的には市町村の指導にウエイトを置く。それと既存住宅の改修と言いますが、更新事業に重点を移すというのがその時の結論だったと思うのです。例えば高齢住宅については高優賃のようなものも推進するというような話があったと思うのです。多分この場には挙がってこないと思うのですけれども、少し融資をしながら民間にやってもらうような事業を、内部でチェックされるか、あるいはそのよう

な 100% 公共事業ではないような事業成果も蓄積されて、民間の誘導でも同等あるいはそれ以上の効果が上がるという事が検証出来たら、県の住宅政策の方針が妥当であるというような検証も出来るわけです。

(県土整備部住宅室長)

まず最初にいただきました統廃合の件なのですが、県営住宅は今 67 団地ありまして大きな、ご存知の千里ヶ丘に建っているような高層のものから、6 戸位のカネヒラ住宅という平屋建てのものも含めて 67 団地あるわけです。それを今後、県営住宅をどうしていくかという議論の中で、先程おっしゃられましたように第一義的にはもう市町村に福祉面も含めて、一番事情のわかりになる市町村の方にシフト替えをしていこうという考え方が出されています。国の方も市町村が好ましいだろうというような指針を出しております。そのような事から小さい団地につきましては、住民の方がお住まいにならないような状況になれば解体していくと言いますか、県営住宅はもうその場では違う利活用をするという事を基本と言いますか、1 つの考え方があります。もう 1 つは県営住宅と町村の村営住宅と言いますか、市の市営住宅が同居しているようなものもありますので、一方で市町村にそれをお願いしながら県が立て替えをする時には市の入居者をいただくと言いますか、そのような市と県とのミックス団地についての今後の活用につきまして、いろいろ市町村さんにもお願いをして調整をさせてもらっているところでございます。そのような意味での統廃合ですので、なかなか難しい面はありますけれども県だけ、県営住宅だけではなくて市町村公営も含めて考えていきたいと思えます。それから高優賃につきましては今のところ伊勢市と伊賀市しか、国の制度を活用した高齢住宅の為に民間賃貸住宅というのがないのですけれども、私どもとしましては県の役割と言いますよりも民間の方が、やはり高齢の方が住まわれる良好な住宅というのを供給していただきたいという事で、多いにお願いをしているところです。最近ではかなり民間の方から県に対しての制度のアプローチもございますので、進めていきたいと思っております。いずれにしても国の、ご存知の通り 5 ヶ年計画というものが 17 年度で終わりまして、18 年度から 9 期五計という事が始まります。ですから県といたしましてもこの翌年の 17 年度には住宅の全体的なあり方とか、住宅政策のあり方とか、マスタープランというものをもう一度見直す時期に来ておりますので、大きな意味での住宅行政と、それから県営住宅のあり方等々じっくり議論をしていきたいと思えます。またよろしくお願ひしたいと思えます。

(委員長)

他にご意見いかがでしょうか。よろしいですか。海岸侵食、これは最後で疲れ果てた質問です。ので気にしないでください。どうも今まで公共審査で見ていると、今の海岸堤防が何か海岸侵食と因果関係があるのではないかと思うのですが、そのようなご検討はないでしょうか。

(県土整備部港湾・海岸室長)

今の海岸堤防が侵食と関係があるかどうかという事ですか。侵食についてはやはりパッとまず考えますのは、いわゆる供給の方の減少というのが、これはいろいろな陸域部にいろいろな変化が、文化と言いますか、その進展とともに生じているという事から、まずは供給の減というのがありまして、侵食が生じているというのがまず 1 つの大きな原因ではないかと今考えてはおります。堤防自体がというのは侵食が進んだりした場合に固いものに波が直接あたるとなると、その部分が堤防がないよりはより急に掘られるといったような現象も局部的には起こるという事も考えられます。また構造物の方向性ですね。例えば突堤のようなものを何かの関係で出した場合には、その下手と上手で侵食状況と言いますか、堆積状況は大きく変化するといったような事も考えられると思えます。

(委員長)

突堤の場合は別として現状の連続堤なのですけれども、あれがかえって標砂の造成と言いますか、勿論供給は減っているかもしれませんが。要は浜から砂が流れて行く事をどうもあの堤防に因果関係があるのではないかという、いわゆる需要と供給ですけれども供給はともかく、流される方もあれで促進されているのではないかという印象を持っているのですが、そのような物理的把握という事はまだ海岸工学ではおかしな話でしょうか。

(県土整備部港湾海岸室長)

少しそこまでのそのような考え方というのは聞いてはないのですけれども、どのように言ったら良いでしょうか。縦方向ですね。堤防に平行方向の供給が普通にあったとした場合の流れというのは堤防の有る無しに関わらず、ほぼ同じような状況であるというように考えられると思うのです。直角方向でしょうか。沖から海岸側に対する方向については固い構造物が堤防できますから、それに波があたるという状況が生じた場合にはそこでその堤防が有る無しによる変化は生じる可能性はあると思います。

(委員長)

すみません。とぼけた質問で申し訳ないです。少し気になったもので、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

資料編の所です。今日の冊子の所の 32 ページ 33 ページという所が何かつくっていただいてありまして、少し興味深いと思って見ておりました。今までの委員会の審議時間と審議経過というものが書いてありまして、ずっと 32 ページと 33 ページの所なのですが、後ろの所です。とんでおりますけれども、資料編の方です。資料編の 32、33 ページです。私は第 1 回からずっと参加させていただきましてずっと見ておりましたら、審議時間がかかなり長くなっているのですが、一番最初の平成 10 年度の時の今日の事業方針説明というのは本当にペランペランとした紙が 3 枚位という表になっているものが出て参りました。私達も少し 1 年間どのような活動をしてきたのかという事で、がっかりしたという事がありました。今回は段々と中身も充実して参りまして、先程のデータベースのページを除いてはかなり充実した内容になって参ったというような気がいたしました。それで今回いろいろと各委員からお願い事があつたりとかしたのですが、それはどのように事務局としては処理をされていくのかというのが最後の質問でございます。

(公共事業運営室長)

最終の委員会で私ども県から説明させていただいた事業方針に対して、今日もいろいろなご意見をいただいております。昨年度も同じような状況もあったかと思うのですが、まずこれは事務局の方でこれを受け止めさせていただいて、それに対する事務局の方針等も定めなければいけないと言いますが、そのような部分もございませう。そういったものも含めて来年度の委員会の中で時間をとっていただくか、そのような部分と個別に説明させていただくような部分とがそれぞれあるのではないかと、整理しなければいけないのかと思います。そういった点を含めて、また委員長ともご相談させていただいて来年度に入ってから処理かと思ひます。当然今日いただいたのですぐにこれの整理に入りますけれども、年度内に再度また委員会を開くというのもどうかという気もいたしまして、来年度第 1 回をメドにというように考えているのですがいかがでしょうか。

(委員長)

年度内にもう1回は無理だというのは少し留保していただいて、ご相談申し上げるという事ですね。勿論新年度になるかもしれませんが、はい。それではよろしいでしょうか。それでは事務局、議事進行を続けてお願いいたします。

(4) その他

(公共事業運営室長)

それでは議事次第の4でその他なのですが、本日の事業方針説明以外に何か委員会に関してご意見等ございましたら。

(委員長)

今日はもう十分出たような気がいたします。どうぞ進行してください。

(公共事業運営室長)

それでは事務局の方から少し事務連絡をさせていただきます。

(事務局)

本日は大変寒い日になりましたけれども、長時間お疲れのところご出席いただきましてありがとうございました。この後少し連絡事項がございますので、誠に申し訳ございませんが3階の控え室の方へお集まりいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(5) 閉会

(公共事業運営室長)

それではこれもちまして平成16年度第9回の三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。長時間本当にありがとうございました。

(委員長)

どうもご協力ありがとうございました。